

1963年6月26日(第10日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時20分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 泰太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次 富盛	5番	石川 嘉六	6番	仲村 春泉
7番	稲嶺 正康	8番	石田 英正	9番	安里 安明
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 昇昌
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	大宮 城盛
16番	官里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 華助
19番	武島 行男	20番	仲村 盛光	21番	古波 蔵清

3. 不応招議員は次のとおりである。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村 春勝	助役	具屋 真得	収入役	仲村 春松
総務課長	松川 正義	財政課長	当山 全喜	経済課長	沢し 安一
水道課長	奥里 将俊	建設課長	鳥袋 昌兼		

7. 本会議の書記は次のとおりである

書記長 松川 正義 書記 照屋 毅、伊佐 正義

8. 議事日程は次のとおりである

日程第1. 議案第12号, 1964年度宜野湾市才入才出予算について

1963年6月26日(第10日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時20分～午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天仲久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	天仲久村春果
7番	稲嶺正原	8番	石田正英	9番	天仲安里盛明
10番	又吉正弘	11番	石川正繁	12番	天仲大川昇昌
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	天仲大宮城盛昌
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	天仲中里盛壽
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	天仲古波誠清次郎

3. 不応招議員は次のとおりである。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村 泰勝	助役	具屋 真得	収入役	仲村 春松
総務課長	松川 正義	財政課長	当山 全喜	経済課長	沢し 安一
水道課長	奥里 将俊	建設課長	島袋 昌兼		

7. 本会議の書記は次のとおりである

書記長 松川 正義 書記 照屋 誠・伊佐 正義

8. 議事日程は次のとおりである

日程第1. 議案第12号、1964年度宜野湾市才入才出予算について

9. 会議のてん未

議 長～出席議員15名であります。市町村自治法第53条の規定により、  
議会は成立いたしますので、只今より本日(第10日目)の会議を  
開きます。(午前10時20分)

議 長～日程第1.議案第12号1964年度宜野湾市才入才出予算につい  
てを議題といたします。本案は質疑の段階において継続質疑になつ  
ておりましたので、昨日に引続き質疑を求めます。

議 長～4番、10番、9番議員の出席を報告いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時21分)

議 長～再開いたします。(午前10時50分)

1 番～不動産取得税の課税徴収の40万ドルというのは外人住居地地宅の  
課税徴収もその中に入っておるかどうか。  
固定資産税をついでに説明して下さい。予算の才入ですね。才入の  
中に40万ドルこの家屋の方に計上されておりますけれども、その  
40万ドルの中には先に課税もれしておる100件余りの外人所有  
の住宅のものが含まれておるかどうか。

財政課長～含まれております。

1 番～何件分ですか。

財政課長～100件余りです。外人所有の分はですね、所有台帳の173件  
の中で固定資産税が賦課されたのが343件であります。  
今の不動産取得税の対象になっているんです。

1 番～そうすると40万ドルの内訳ですね。外人住宅がいくら、民住宅が  
いくらというふうに。

財政課長～家屋の総件数が8,598件その内外人所有が約115件その外は民所  
有の件数であります。

1 番～私が質問しているのはですね。不動産取得税のいわゆる課税徴収4  
0万ドルの内ですね。不動産取得税というのは1件だけでしょう。  
この内の1件だけこの場合にその40万ドルの内訳は外人所有住宅  
が何件、民所有住宅は何件として計上されたか。これを質問した訳  
であります。

財政課長～今申上げたとおりです。

9. 会議のてん末

議 長～出席議員15名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしますので、只今より本日(第10日目)の会議を開きます。(午前10時20分)

議 長～日程第1.議案第12号1964年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので、昨日に引続き質疑を求めます。

議 長～4番、10番、9番議員の出席を報告いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時21分)

議 長～再開いたします。(午前10時50分)

1 番～不動産取得税の課税徴収の40万ドルというのは外人住居地域宅の課税徴収もその中に入っておるかどうか。  
固定資産税をついでに説明して下さい。予算の才入です。才入の中に40万ドルの家屋の方に計上されておりますけれども、その40万ドルの中には先に課税もれしておる100件余りの外人所有の住宅のものが含まれておるかどうか。

財政課長～含まれております。

1 番～何件分ですか。

財政課長～100件余りです。外人所有の分はですね、所有台帳の173件の内で固定資産税が賦課されたのが343件であります。  
今の不動産取得税の対象になっているんです。

1 番～そうすると40万ドルの内訳ですね。外人住宅がいくら、民住宅がいくらというふうに。

財政課長～家屋の総件数が8,598件その内外人所有が約115件その外は民所有の件数であります。

1 番～私が質問しているのはですね。不動産取得税のいわゆる課税徴収40万ドルの内ですね。不動産取得税というのは1件だけでしょう、この内の1件だけの場合にその40万ドルの内訳は外人所有住宅が何件、民所有住宅は何件として計上されたか。これを質問した訳であります。

財政課長～今申上げたとおりです。

1 番～そういたしますと40万ドルの内に115件分全部入っている訳で御座います。

財政課長～そうであります。

1 番～そうなるとまだ増収の見込はございますね。そうとう増えるものとして予想して良い訳ですね。 財政課長(はい)

議 長～18番議員の出席を報告します。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時1分)

議 長～再開いたします。(午前11時2分)

4 番～議員報酬であります。590ドルの増になっておりますが、この290ドルを上げた理由ですね。どういつたような理由にもとづいてこれだけ報酬を上げたか。

市 長～これは役部の職員も議会も社会的な経済の変動によつて他の職員も又他の市町村の議会もほとんど今度増になつて来ております。これを290ドルの増にもつて来たのは他の市町村のこういう資料も参考にしてまず中部では、中部だけじやなしに他の市町村に比べてその位の待たうを良くして行かねばならんという考えからそれだけに増にしてあります。

4 番～他市町村の資料も参考になされたということですが、他市町村においては大体いくらのアツツになつておりますか。コザ市の例をとつて下さい。

市 長～総務課長の方から発表させます。

4 番～議員のアツツについてはどうなっているか。

市 長～額ですか。

4 番～率だけで結構です。

市 長～大体9%にアルファで10ドル内外になつております。

4 番～議員が8ドル、平均8ドルのアツツに対して議員は3ドルといった様な申訳的なアツツのやり方だといった様な感じを受けますが、それについて、なぜ同率にもつて行かなかつたか。

1 番～そういたしますと40万ドルの内に115件分全部入っている訳で御座います。

財政課長～そうであります。

1 番～そうなるはまだ増収の見込はございませぬ。さうとう増えるものとして予想して良い訳です。 財政課長(はい)

議長～18番議員の出席を報告します。

議長～暫休憩いたします。(午前11時1分)

議長～再開いたします。(午前11時2分)

4 番～議員報酬であります。590ドルの増になっておりますが、この290ドルを上げた理由です。どういつたような理由にもとづいてこれだけ報酬を上げたか。

市長～これは役部の職員も議会も社会的な経済の變動によつて他の職員も又他の市町村の議会もほとんど今度増になつて来ております。これを290ドルの増にもつて来たのは他の市町村のこういう資料も参考にしてまず中部では、中部だけじやなしに他の市町村に比べてその位の待たうを良くして行かねばならんという考えからそれだけに増にしてあります。

4 番～他市町村の資料も参考になされたということですが、他市町村においては大体いくらのアップになつておりますか。コザ市の例をとつて下さい。

市長～総務課長の方から発表させます。

4 番～職員のアップについてはどうなつてゐるか。

市長～額ですか。

4 番～率だけで結構です。

市長～大体9%にアルファで10ドル内外になつております。

4 番～職員が8ドル。平均8ドルのアップに対して議員は3ドルといつた様な申訳的なアップのやり方だといつた様な感じを受けますが、それについて。なぜ同率にもつて行かなかつたか。

市長～現在の所職員の平均給といえば、他市町村より良くはなくて、どちらかといえば悪い方でありませう。それから議会においてはそうぞなしに、そう悪くはないのでバランスを取るにはそういうふうにする事も必要じゃないかと思つてこういうふうにしてあります。

総務課長～じや他市町村の状況を申上げます。これは郡額とかあゝいう所の資料は現年度の資料はとつておりませう。中部の何でありますか、議長において一番高いのがコサの45ドルそれからその次が具志川それから浦添、宜野湾この3ヶ市町村は30ドルとなつております

4番～現年度ですか。

総務課長～新年度です。コサが45ドル、具志川、浦添、宜野湾が30ドルそれから副議長がコサが40ドルそれから具志川が28ドル浦添が27ドル、宜野湾が27ドル。それから議員の方がコサ35ドル、浦添、具志川が25ドル、宜野湾が25ドル大体状況はこういうふうになつております。

4番～郡額以外の市ではどうですか。

総務課長～郡額以外の市は現年度の方は郡額の方が1葉7ドル。それから石川市はこれは新年度の資料はまだ見ておりませうが、石川が新年度が25ドル、22ドル、20ドル。それから平良市のこれは新年度の資料はありませう。現年度で37ドル、36ドル35ドル。それから石垣市が34ドル、28ドル、25ドル、25以上です。

3番～これは現年度ですね。

総務課長～はい、宮古と八重山の方は現年度その外は新年度です。

4番～それから諸手当ですが時間外勤務手当の120ドルでありますか、この120ドルの算定の基礎についてお伺いします。尚又この職員給の増額分が96ドルという事になつておりますが、これについて

総務課長～時間外の適當の何は一応職員の平均給与を押えまして、そして時間にしすと37セントになります。その37セントを330時間これは増額が出ますが一応は大体330時間というふうな積算でやつております。この330時間の場合は議会の場合にほとんど事務局の方が超勤で準備したり、そういうふうな何で1率これ位の額が必須というふうなことで算定してあります。それから増給額の96ドルですが、これは現職員は1人しかおりませうので、増給対象は1人しか対象になりませう。それで外の新事務員は新採用がおりますが、増給じやなくて新しい給料額で採用するというふうな事になります。それでここに計上してあります増給額は現職員に配布する増

市長～現在の所職員の平均給といえば、他市町村より良くはなくて、どちらかといえば悪い方です。それから議会においてはそうでなしに、そう悪くはないのでバランスを取るにはそういうふうにする事も必要じゃないかと思つてこういうふうにしてあります。

総務課長～じや他市町村の状況を申し上げます。これは那覇とかあいう所の資料は現年度の資料はとっておりません。中部の何でありますか、議長において一番高いのがコザの45ドルそれからその次が具志川それから浦添、宜野湾この3ヶ市町村は30ドルとなっております

4 番～現年度ですか。

総務課長～新年度です。コザが45ドル。具志川、浦添、宜野湾が30ドルそれから副議長がコザが40ドルそれから具志川が28ドル浦添が27ドル、宜野湾が27ドル。それから議員の方がコザ35ドル、浦添、具志川が25ドル。宜野湾が25ドル大体状況はこういうふうになっております。

4 番～那覇以外の市ではどうですか。

総務課長～那覇以外の市は現年度の分は那覇の方が1葉7ドル。それから石川市はこれは新年度の資料はまだ見ておりませんが、石川が新年が25ドル、22ドル、20ドル。それから平良市のこれは新年度の資料はありません。現年度で37ドル、36ドル35ドル。それから石垣市が34ドル、28ドル、25ドル、25以上です。

3 番～これは現年度ですね。

総務課長～はい、宮古と八重山の方は現年度その外は新年度です。

4 番～それから諸手当ですが時間外勤務手当の120ドルでありますか、この120ドルの算定の基礎についてお伺いします。尚又この職員給の増額分が96ドルという事になっておりますが、これについて

総務課長～時間外の適當の何は一応職員の平均給与を押えまして、そして時間にしますと37セントになります。その37セントを330時間これは端数が出ますが一応は大体330時間というふうな積算でやっております。この330時間の場合は議会の場合にほとんど事務局の方が超勤で準備したり、そういう何で1率これ位の額が必要というふうなことで算定してあります。それから増給額の96ドルですが、これは現職員は1人しかおりませんので、増給対象は1人しか対象になりません。それで外の新事務員は新採用がありますが、増給じやなくて新しい給料額で採用するというふうな事になります。それでここに計上してあります増給額は現職員に配布する増



給額であります。この積算は一般職員と同様の方法であります。

4 番～諸手当の算出の基礎が330時間になつておりますが、現年度において超過勤務が何時間既になされているかですね。合計4名局長以下4名という事になると1日1時間議会の場合の1時間延長しても4時間そうすると1月定例議会で約100時間位になるというふうに考えますが、はたしてこれで良いかどうか。

総務課長～今度の実績で324間であります。

4 番～324時間

総務課長～はい。

4 番～すでに324時間1人で

総務課長～いや議会関係の分です。

4 番～4名となると、2名実績は増員という事になりますが、はたして、これでやつて行けるかどうか。

総務課長～この方は局内は結局現在でも事務局が1人いると、或は2人いるとかいう事でその2名だけに出してあるんであつて一般事務職員にも応援をさせてその場合にはいわゆる議会の事務応援でありますので時期的そういうふうな兼任任用をしまして、させておりますので4名になつた場合には応援を求めないでよろしいというふうな違いが出て来るだけであつて消費時間において変りはない訳であります

議 長～暫休憩いたします。(午前11時16分)

議 長～再開いたします。(午前11時18分)

5 番～議会に上提された案件の審議から感じられます事は、非常に本会議自体に審議日数が足りない様な気がします。そこで議会活動を十二分に果し得るには、この費用弁償の2,209ドルはそれで充分だといふふうな考えでありますか市長は。

市 長～大体職員が現年度いわゆる現在踏つている48に対してその程度あれば充分だろうというので提案してあります。

16番～委員会活動の部が21名の予算になつておりますが、あくまでも常任委員のを基礎として算定されたのか。又今後のあらゆる面において特別委員会の必要性が生れて来ると思ひますが、そういう面が加味されての積算の基礎であるのか。

給額であります。この積算は一般職員と同様の方法であります。

- 4 番～諸手当の算出の基礎が330時間になつておりますが、現年度において超過勤務が何時間既になされているかですね。合計4名局長以下4名という事になると1日1時間議会の場合の1時間延長しても4時間そうすると1月定例議会で約100時間位になるというふうに考えますが、はたしてこれで良いかどうか。

総務課長～今度の実績で324間であります。

- 4 番～324時間

総務課長～はい。

- 4 番～すでに324時間1人で

総務課長～いや議会関係の分です。

- 4 番～4名となると、2名実績は増員という事になりますが、はたして、これでやつて行けるかどうか。

総務課長～この方は局内は結局現在でも事務局が1人いると、或は2人いるとかいう事でその2名だけに出してあるんであつて一般事務職員にも応援をさせてその場合にはいわゆる議会の事務応援でありますので時期的そういうふうな兼任任用をしまして、させておりますので4名になつた場合には応援を求めないでよろしいというふうな違いが出て来るだけであつて消費時間において變りはない訳であります

議 長～暫休憩いたします。(午前11時16分)

議 長～再開いたします。(午前11時18分)

- 5 番～議会に上提された案件の審議から感じられます事は、非常に本会議自体に審議日数が足らない様な気がします。そこで議会活動を十二分に果し得るには、この費用弁償の2,209ドルはそれで充分だというふうなお考えでありますか市長は。

市 長～大体職員が現年度いわゆる現在語っている48に対してその程度あれば充分だろうというので提案してあります。

- 16 番～委員会活動の部が21名の予算になつておりますが、あくまでも常任委員のを基礎として算定されたのか。又今後のあらゆる面において特別委員会の必要性が生れて来ると思いますが、そういう面の加味されての積算の基礎であるのか。

事務課長～今度の実績がいわゆる特別委員会、常任委員会の何を通算いたしまして8日になつております。いわゆるこれは延べ日数を定数21で割つてみた場合に8日になつておりますので、今後の特別委員会或は常任委員会をどうしても全体的に後2日というふうになつてもある程度予算の運用という事については心配はないというふうな見解でございます。

19番～諸手当について、63年度においては給料月額額の100分の200と云う事になつておりますが、本予算書を見ますと100分の200と云うふうになつて出ております。こうなつた場合に結局職員給料そのものを上げるのと、又こう云つた様な期末手当の支給方法をやるのとどういふふうに変つて行くのか、金額において、そういうふうな方法で与える方が良いのかどうか。

市長～これは普断のほ給で上げた方が良いか、賞与で上げた方が良いかということについては、おのおの考え様もあると思いますが、いわゆる8月と12月の2回に分けて支給するには今までのどこを多くするか、平等にするかに非常にござつたし支給の方法ともならみ合せて賞与を余計した方が一般の気持も良い

議長～暫休憩いたします。(午前11時23分)

議長～再開いたします。(午前11時29分)

4番～只今の期末手当であります。市長にばお伺いいたします。この期末手当は経務費であるのか或は又借債費であるのか、それについて

市長～手当でありますから、経務費になると思ひます。手当を支給する条件にもありますので。

4番～経務費ですか。

市長～はい。

4番～労基法においては経務費じゃなくして、あくまでも借債費になつております。

市長～支給しなければならぬ様な義務を負わされ、ちゃんと条例にも規定されておりますので、これをどうしても出さねやいかんで、その額においては議会で検討する訳ですが。

4番～昨年度において100分の300という額を計上されておりますが外の市町村の並に或は他市町村以上の待たうを或は又身分の補障をするという様なお気持は充分わかりますが、市内において他の中小

総務課長～今度の実績がいわゆる特別委員会・常任委員会の何を通算いたしまして8日になつております。いわゆるこれは延べ日数を定数21で割つてみた場合に8日になつておりますので、今後の特別委員会或は常任委員会をどうしても全体的に後2日というふうになつてもある程度予算の運用という事については心配はないというふうな見解でございます。

19番～諸手当について、63年度においては給料月額100分の200と云う事になつておりますが、本予算書を見ますと100分の200と云うふうに多が出ております。こうなつた場合に結局職員給料そのものを上げるのと、又こう云つた様な期末手当の支給方法をやるのとどういふふうに変つて行くのか、金額において、そういうふうな方法で与える方が良いのかどうか。

市長～これは普断のほ給で上げた方が良いか、賞与で上げた方が良いかといふことについては、おのおの考え様もあると思いますが、いわゆる8月と12月の2回に分けて支給するには今までのどこを多くするか、平等にするかに非常にござつたし支給の方法ともにもらみ合せて賞与を合計した方が一般的な気持ちも良い

議長～暫休憩いたします。(午前11時23分)

議長～再開いたします。(午前11時29分)

4番～只今の期末手当であります。市長にばお伺いいたします。この期末手当は義務費であるのか或は又報償費であるのか、それについて

市長～手当でありますから、義務費になると思つて、手当を支給する条例にもありますので。

4番～義務費ですか。

市長～はい。

4番～労基法においては義務費じゃなくして、あくまでも報償費になつております。

市長～支給しなければならぬ様な義務を負わされ、ちゃんと条例にも規定されておりますので、これをどうしても出さねやいかんで、その額においては議会で検討する訳ですが。

4番～新年度において100分の300という額を計上されておりますが、外の市町村の並に或は他市町村以上の待遇を或は又身分の補障をするといふ様なお気持は充分わかりますが、市内において他の中小

企業に対して及ぼす影響なんかは考慮に入れてないかどうかですね。例えば市内の中小企業においては、果してこれだけの期末手当を支給するという事になると非常に無理な点がおこるんじゃないかと。只でさえ赤字をかついている様な事業がたくさんあると思えますがそれに対する影響はないかどうか或は又そういうものも一応は特に中小企業育成するといった立場から勘案すべきであるがどうか考慮に入れたかどうかそれについて。

市長～中小企業の市内の他の中小企業の影響という事は考えられますが、それはいわゆる労働者を使っている所は役所がそういう事であれば私達もそれだけ支給せにやならんという様なかつこうになつて来ることもあると思うが、今度は反面7月、正月に賞与が余計出たといえればこれを中小企業の中でもそういう客を得意にしてやつている所は、これは上がつて非常に上等だと、中小企業者の中でも喜ぶ所もあれば困る所もありうると、そういう事は考えられます。

4番～及ぼす影響については、一応考慮に入れたという事ですが、そうしますと、その及ぼす影響が中小企業に与える影響が全般的において良い影響であるといった様な観点に立つて一応参考になされたというふうに解してよろしゅうございませうか。

市長～はい。

15番～職員給料について、書記は45ドルという事になっておりますが、他市町村と比較するとどの位になりますか。

総務課長～この方は一応45ドルというのは平均給でありますので、4名の中には或は50ドルで採用されるもの、或は40ドルで採用されるものもあると思えますが、一応は事務局長以外の場合の平均給は45ドルというふうな積算であります。他市町村の何からしまして又その場合には初任新採用でありますので、平均よりは下回るんだというふうな事が考えられる訳であります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時35分)

議長～再開いたします。(午前11時42分)

1番～需費費の中の図書費でございませうが、300ドル計上されてありますけれども、現在せつかく図書室はあるもののその中の図書の内容というのは全然そろつてないというのが現状でございませう。果して300ドルで充分な図書を購入出来るかどうか、どういつた図書の購入を計画しておられるか。

総務課長～議会の図書についてであります。普通の単行本的な図書、いわ

企業に対して及ぼす影響なんかは考慮に入れてないかどうかです。ね。例えば市内の中小企業においては、果してこれだけの期末手当を支給するという事になると非常に無理な点がおこるんじゃないかと。只でさえ赤字をかついでいる様な事業がたくさんあると思います。それに対する影響はないかどうか。或は又そういうものも一応は特に中小企業育成するといった立場から勘案すべきであるがどうか。考慮に入れたかどうかそれについて。

市長～中小企業の市内の他の中小企業の影響という事は考えられますが、それはいわゆる労働者を使っている所は役所がそういう事であれば私達もそれだけ支給せにやらんという様なかつこうになつて来ることもあると思うが、今度は反面7月・正月に賞与が余計出たといえればこれを中小企業の中でもそういう客を得意にしてやっている所は、これは上がつて非常に上等だと、中小企業者の中でも喜ぶ所もあれば困る所もありうると、そういう事は考えられます。

4番～及ぼす影響については、一応考慮に入れたという事ですが、そうしますと、その及ぼす影響が中小企業に与える影響が全般的において良い影響であるといった様な観点に立つて一応参考になされたというふうに解してよろしゅうございませうか。

市長～はい。

15番～職員給料について、書記は45ドルという事になつておりますが、他市町村と比較するとどの位になりますか。

総務課長～この方は一応45ドルというのは平均給でありますので、4名の中には或は50ドルで採用されるもの、或は40ドルで採用されるものもおおと思いますが、一応は事務局長以外の場合の平均給は45ドルというふうな積算であります。他市町村の何からしまして又その場合には初任新採用でありますので、平均よりは下回るんだというふうな事が考えられる訳であります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時35分)

議長～再開いたします。(午前11時42分)

1番～需要費の中の図書費でございますが、300ドル計上されてありますけれども、現在せつかく図書室はあるもののその中の図書の内容というのは全然そろつてないというのが現状でございます。果して300ドルで充分な図書を購入出来るかどうか。どういつた図書の購入を計画しておられるか。

総務課長～議会の図書についてであります。普通の単行本的な図書、いわ

ゆるそういうもので専門図書というのがありますので、大体1部平均3ドルというふうな見方で100部位の見積りであります。

3 番～諸手当の中に期末手当とありますが、期末手当やなくちやいかんという法的根拠があるかどうかですね。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時44分)

議 長～再開いたします。(午前11時55分)

10 番～現在の棚はどうしてもおさまつて、今の種類をそのままおいたんではどうていこの棚にはおさまらないんじゃないかと思ひます。そこで議会の図書であるならばいわゆる議会の室においてもらいたい。現在までそういう資料もあると思うんですが、そこになくて議員職員においては非常に不便をきたしておりますので、是非ここで事務局の方に棚を設置して議会の図書は事務局の方に設置していききたい。

総務課長～只今の件は一応その辺を考慮しております。だがしかし一町村という機関で上にも下にもそれから外にもというよりは図書室というふうな何ぞまとめて、それで執行部も議決機関も一諸に利用出来るというふうにした方が良くないかとも考へておりましたが、現在の何としては利用という面から不便をお感じてあるというふうな点がございましたら、その整理の方法、取扱いの方法についてはそういうふうな事も考へたいと思つております。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時)

議 長～再開いたします。(午後12時10分)

議 長～次は2款の役所費の質疑を願ひます。

1 番～定数条例の改正で定数を105名に条例改正案が出されていますがその前に次年度の予算において何名を見込んでおられるかですね。

市 長～定員を105名見込んでおります。

1 番～予算案に示された数字についてはまだはつきりのみ込めないんですが、内訳について御説明願ひます。

助 役～役所費の給料の面について説明します。

1 番～人数だけでよろしいです。技師員が何名、職員が何名というふうに105名の内訳ですね。

ゆるそういうもので専門図書というのがありますので、大体1部平均3ドルというふうな見方で100部位の見積りであります。

3 番～諸手当の中に期末手当とありますが、期末手当やなくちやいかんという法的根拠があるかどうかですね。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時44分)

議 長～再開いたします。(午前11時55分)

10 番～現在の棚はどうしてもおさまつて、今の種類をそのままおいたんではどうていこの棚にはおさまらないんじゃないかと思ひます。そこで議会の図書であるならばいわゆる議会の室においてもらいたい。現在までそういう資料もあると思うんですが、そこになくて議員職員においては非常に不便をきたしておりますので、是非ここで事務局の方に棚を設置して議会の図書は事務局の方に設置していききたい。

総務課長～只今の件は一応その辺を考慮しております。だがしかし一町村という機関で上にも下にもそれから外にもというよりは図書室というふうな何でまとめて、それで執行部も議決機関も一諸に利用出来るというふうにした方が良くないかとも考えておりましたが、現在の何としては利用という面から不便をお感じであるというふうな点がございましたら、その整理の方法、取扱いの方法についてはそういうふうな事も考慮したいと思つております。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時)

議 長～再開いたします。(午後12時10分)

議 長～次は2款の役所費の質疑を願います。

1 番～定数条例の改正で定数を105名に条例改正案が出されていますがその前に次年度の予算において何名を見込んでおられるかですね。

市 長～定員を105名見込んでおります。

1 番～予算案に示された数字についてはまだはつきりのみ決めないんですが、内訳について御説明願います。

助 役～役所費の給料の面について説明します。

1 番～人数だけでよろしいです。技術員が何名、職員が何名というふうに105名の内訳ですね。



助 役～この方1項に役所職員費というふうになっておりますが、この1項の1目に職員給というのがぬけておりますので、この方を加入して下さい。

説明書の2款の1項1目の職員給がぬけておりますから、数字の方が53,244ドル今年度予算額の方がですね、53,244ドル今年度予算額の方がですね53,244ドル。

1 番～これはなんですか。

助 役～職員給です。

1 番～予算説明資料ですね。

助 役～説明資料の方ですよ。

1 番～役所の吏員給及びその他の職員合せて職員給ですか。

助 役～2項2目の方は旅費になっておりますね。1目書いてないんです。ぬけておりますが、その方が職員給です。その方が53,244ドル。

1 番～いくらですか。

助 役～53,244ドルです。

申上げますと計上既要の方で人数の方が特別職の方が3名、それから事務吏員の方が58名技術吏員の方が18名、その他の職員が3名、合計して82名になっております。

3 番～82名ですか。

助 役～82名になっております。それから1人の方は固定資産評価の評価費の方に1名分は計上されております。それから残りの22名。その方は水道会計の方に計上してある様ので水道会計の方に行つておりますので、105名になります。82名の内訳を申上げますと吏員給の方で特別職の方が3名、それから事務吏員の方が課長が2人、書記31名、書記補13名、増員計画の方が12名で、合計58名になっております。それから技術吏員の方が課長の方で2人技手の方で7名、技手補の方で8名増員計画が1名で合計して18名、吏員の合計が79名ということになっております。

3 番～残の3名はどうなっておりますか。

助 役～給料の方で下の段の給料の方で運転手が1名、使ていが2名合計して3名であります。

助 役～この方1項に役所職員費というふうになつておりますが、この1項の1目に職員給というのがぬけておりますので、この方を加入して下さい。

説明書の2款の1項1目の職員給がぬけておりますから、数字の方が53,244ドル今年度予算額の方がですね、53,244ドル今年度予算額の方がですね53,244ドル。

1 番～これはなんですか。

助 役～職員給です。

1 番～予算説明資料ですね。

助 役～説明資料の方ですよ。

1 番～役所の吏員給及びその他の職員合せて職員給ですか。

助 役～2項2目の方は旅費になつておりますね、1目書いてないんです。ぬけておりますが、その方が職員給です。その方が53,244ドル。

1 番～いくらですか。

助 役～53,244ドルです。

申上げますと計上概要の方で人数の方が特別職の方が3名。それから事務吏員の方が58名技術吏員の方が18名。その他の職員が3名。合計して82名になつております。

3 番～82名ですか。

助 役～82名になつております。それから1人の方は固定資産評価の評価費の方に1名分は計上されております。それから83名ということになります。それから残りの方の22名。その方は水道会計の方に計上しておる様ので水道会計の方に行つておりますので、105名になります。82名の内訳を申上げますと吏員給の方で特別職の方が3名、それから事務吏員の方が課長が2人、書記31名、書記補13名、増員計画の方が12名で、合計58名になつております。それから技術吏員の方が課長の方で2人技手の方で7名、技手補の方で8名増員計画が1名で合計して18名、吏員の合計が79名ということになつております。

3 番～残の3名はどうなつておりますか。

助 役～給料の方で下の段の給料の方で運転手が1名。使ていが2名合計して3名であります。

1 番～合計で79名ですか。

助 役～これは吏員給の方で79名ですね。

1 番～58名と18名で76名ですね。

助 役～その他の職員が3名です。それに3役と合せて82名ということになります。給料の数字の方を申し上げますと、ここに計上してある分は現行の数字でございまして、2人以上の分については平均を表してあります。それから2枚目の紙の増給額というふうになつて、特別職を除くというふうになつておりますが、現在における職員の増給額を5,772ドル計上してある訳であります。この方は下の給料の方で今度は増給額が264ドルという何で増給の率については、先の議会の職員の方で説明がありました様に同じ率でやられております。

4 番～~~後~~賃の所で今度増員するのが16名ですか。

16番～諸手当の方で諸手当が現年度予算と次年度予算との開きが出ておりますが、同じ2人をやつた場合にこの様な開きが出るかどうか、それで時間外勤務手当の方が現年度に増して200ドルの増になつておるが、どういつた面が基礎になつておるか、それから報償費の方も3倍に増えておりますが、どういつた根拠で増えたか、以上3点について。

助 役～宿直手当の方は1日分だけ、日直手当の方は従来土曜日と日曜日の方をやつておりますが、現年度の当初予算においては土曜日の方は予算上としまして半額というふうは何してございました。しかし実際に勤務の何からした場合においては半日やるのと、1日やるのと土曜日と日曜日というふうなかつこうになつた場合、1日よりも半日の方がかえつて何になると、特に日直の方は女子職員があたりておりますので、土曜日の方がかえつて日曜日の1日よりも有効に使う何もあるんから、時間的に半日だからという何で半額という事は困るという立前からしてその方を同じ様に支給するために上つておる訳であります。

16番～土曜日の分だけ。

助 役～土曜日の分が増えた訳です。それから時間外手当の方はもち論前年度よりも増えておりますですが、前年度は御承知のように途中で追加更正いたしましたので、現年度の実績を勘案しまして新年は計上されております。

1 番～合計で79名ですか。

助 役～これは吏員給の方で79名ですね。

1 番～58名と18名で76名ですね。

助 役～その他の職員が3名です。それに3役と合せて82名ということになります。給料の数字の方を申し上げますと、ここに計上しておる分は現行の数字でございまして、2人以上の分については平均を表してあります。それから2枚目の紙の増給額というふうになつて、特別職を除くというふうになつておりますが、現在における職員の増給額を5,772ドル計上してある訳であります。この方は下の給料の方で今度は増給額が264ドルという何で増給の率については、先の議会の職員の方で説明がありました様に同じ率でやられております。

4 番～備品費の所で今度増員するのが16名ですか。

1 6 番～諸手当の方で諸手当が現年度予算と次年度予算との開きが出ておりますが、同じ2人をやつた場合にこの様な開きが出るかどうか、それで時間外勤務手当の方が現年度に増して200ドルの増になつておるが、どういつた面が基礎になつておるか、それから報償費の方も3倍に増えておりますが、どういつた根拠で増えたか、以上3点について。

助 役～宿直手当の方は1日分だけ、日直手当の方は従来土曜日と日曜日の方をやつておりますが、現年度の当初予算においては土曜日の方は予算上としまして半額というふうは何してございました。しかし実際に勤務の何からした場合においては半日やると、1日やると土曜日と日曜日というふうなかつこうになつた場合、1日より半日の方がかえつて何になると、特に日直の方は女子職員があつておりますので、土曜日の方がかえつて日曜日の1日より有効に使う何もあるんから、時間的に半日だからという例で半額という事は困るという立前からしてその方を同じ様に支給するために上つている訳であります。

1 6 番～土曜日の分だけ。

助 役～土曜日の分が増えた訳です。それから時間外手当の方はもち論前年度よりも増えておりますですが、前年度は御承知のように途中で追加更正いたしましたので、現年度の実績を勘案しまして新年は計上されております。

16番～正しい機構整理に充分なる定数が決まった場合においては、かえつて逆に高まっていけないという感がいたしますが、どういつた面に前年度予算において、そうだからという数字でございませうか、現年度の実績がこうだからその通りに新年度にも計上したという訳ですか。

助役～さしあたり前年度の実績において計上されておりますが、これは去年の当初予算の審議の場合にも申上げました様に時間外勤務は出来る限り差控えるという立前のもとにやつて来ておる訳ですが、しかし前年度においては特に祝賀行事関係がございまして、そうとうの時間外がなされたという訳で、新年度においてはそういう事は今の所勘案はされませんが、出来るだけ時間外勤務はさせないという立前でもつてやりたいと思っております。ですが実績からしてこれだけ計上してある訳でございませう。

総務課長～この報償費の方は今度自治法が改正されまして執行上においての法例に基く委員会とか、そういうものの設置も出来るというふうないし、自治法が改正されております。それで市長の諮問機関としていられる。いろいろそういうふうな専門委員会の設置も考えられると、それから定例議会の場合にいわゆる招集によつて工ワの臨時議会、それから定例議会の場外というふうにして、正式の議会による場合以外に皆様の御知恵を拝借するというふうにして時々全体協議会とか、そういうふうな議会ではないんだが議会を構成する皆様方の全体協議会だと、そういうふうなのがございませうが、これは議会でございませぬので、議会からは差上げられないというふうな事で、一応役所費としての償還をそういうふうなものを計上しております。これは一応役所費という償還とか、そういうふうな対象にはなりませぬので、額については償還の額を形において報償費で支給せぬというふうな意味のものでございませう。

16番～関連して、市長の諮問機関というふうなことがございませうが、現年度の場合に都計審議委員会というものが組織されていると思ひますが、現年度の場合何回招集されましたか。現年度の当初予算と比較して委員会に関する経費が約700ドル増になつております。主に変わった点を御説明願ひたいと思ひます。

総務課長～この方は一報償において変わったのは条例集、諸条例集の編さん費が去年の何においては、簡式程度をやるという意味で200ドル計上してありませぬでした。しかし今の場合には一応市にもなりませぬので、これから条例整備にかかつて幾く必要があるので思ひ切つて市条例を作成するといふふうな製本代を想定しまして特に800ドル計上しておりますが、主な増額の何はここに示はられております。

16番～正しい機構整理に充分なる定数が決まった場合においては、かえつて逆に高まつていかないという感がいたしますが、どういつた面に前年度予算において、そうだからという数字でございますか、現年度の実績がこうだからその通りに新年度にも計上したという訳ですか。

助 役～さしあたり前年度の実績において計上されておりますですが、これは去年の当初予算の審議の場合にも申し上げました様に時間外勤務は出来る限り差控えるという立前のもとにやつて来ておる訳ですが、しかし前年度においては特に祝賀行事関係がございまして、そうとうの時間外がなされたという訳で、新年度においてはそういう事は今の所勘案はされませんが、出来るだけ時間外勤務はさせないという立前でもつてやりたいとは思つております。ですが実績からしてこれだけ計上してある訳でございます。

総務課長～この報償費の方は今度自治法が改正されまして執行上においての法例に基く委員会とか、そういうものの設置も出来るというふうないろいろ自治法が改正されております。それで市長の諮問機関としていろいろそういうふうな専門委員会の設置も考えられると、それから議会の場合にいわゆる招集によつて1つの臨時議会、それから定例議会というふうにして、正式の議会による場合以外に皆様方のお知恵を拝借するというふうにして時々全体協議会とか、そういうふうな議会ではないんだが議会を構成する皆様方の全体協議会だと、そういうふうなのがございまして、これは議会でございませぬので、議会からは差上げられないというふうな事で、一応役所費としてのそういうふうなのを計上しております。これは厳密にいう費用弁償とか、そういうふうな対象にはなりませんので、額については費用弁償の額程度を形において報償費で支給せぬというふうな意味のものでございまして。

16番～関連して、市長の諮問機関というふうなことがございしましたが、現年度の場合に都計審議委員会というのが組織されていると思ひますが、現年度の場合何回招集されましたか。現年度の当初予算に比較して委員会に関する経費が約700ドル増になつております。主に變つた点を御説明願ひたいと思ひます。

総務課長～この方は一般額において變つた何は条例集。諸条例集の編さん費が去年の何においては、簡式程度をやるという意味で200ドル計上してありませぬでした。しかし今会の場合には一応市にもなりましたので、これから条例整備にかかつて載く必要があるので思ひ切つて市条例を作制するというふうな製本代を想定しまして特に800ドル計上しておりますが、主な増額の何はここにしぼられております。

16番～年々歳々市としては発展する途上にありますので、議会の交際費ともいっくらか関連すると思いますが、内容において全額別個のものである。市長の市交際費が少ないんじゃないかというふうな感じがするけれども、62年の決算において2,000ドル計上され又現年決算においても1,600ドル。新年度にはもつと増して市の今後のために然るべく考えるべきだと思いますが、それに何根拠でもございませうか、それとも又予算全額から見た場合にその程度が適当だというふうなお考えで計上されましたか、1つお聞かせ願います。

市長～おつしやる通り交際費は何時でもたらない方でありまして、それで欲しいんであります。けれども開会の頃に申上げた様に今度の予算はあまり財源がとぼしいために思う様にこういうものに増やす事が出来ないで止むを得ず去年通りにやつてあります。

5番～印刷製本費の中の市報、公報これは大体何世帯に1枚位の割合になりますか。

総務課長～大体1.5世帯に1枚位の割合です。

5番～今後の市政で都市事業なども推進されて行く途上において、市民に良く理解させ協力を得るといふ点におきまして、1.5枚では不足である様な気がしますが、全市民にこれを世帯にもれなく配布する必要があるかと思いませんか。そこでその場合には当然私は全世帯を対象に枚数の分だけ増やす必要があるという感じを持っていますが、どうお考えになりますか、市長さんに御答弁願います。1.5枚じや半分は見ても半分は見られないです。

市長～半分よりは1世帯半ということであり、3件に2枚という事になりますので、その内には余りに広い紙面でもないのでは何か隣りでゆずり合わせて、見て載せ中には又持つて行つても読む余意がない所位もあるかと思つて出さるだけ費用を節約するという意味でこの位にしてありますが、しかし若しどうしても各世帯1枚1枚という事であれば、それだけに配布出さないとはいけません。

5番～大体1枚1.5世帯の割合になつていゝかと思つていますが、今三分二に配られて、3分の1の世帯には行きわたらないという状態よりは、これを全部に配つて理解を求めるといふ場合の必要経費が1枚1.5世帯となつたらその影響を与えるような大きな事は無いと思つていますが、市長はどうお考えですか。とにかく全世帯に配布した方が市政の今後の上昇に於いて市民に益々又理解を求めるといふ効果からいへばやはり全世帯に配布した方がよいと思つていますが今の状態つまり3分の2の枚数で枚数はこれだけだ

16番～年々歳々市としては発展する途上にありますので、議会の交際費ともいづらか関連すると思いますが、内容において全然別個のものである。市長の市交際費が少ないんじゃないかというふうな感じがするけれども、62年の決算において2,000ドル計上され又現年度においても1,600ドル。新年度はもつと増して市の今後のために然るべく考えるべきだと思いますが、それに何根拠でもございますか、それとも又予算全般から見た場合にその程度が適当だというふうなお考えで計上されましたか、1つお聞かせ願います。

市長～おつしやる通り交際費は何時でもたらない方でありまして、それで欲しいんであります。けれども開会の頃に申上げた様に今度の予算はあまり財源がとぼしいために思う様にこういうものに増やす事が出来ないで止むを得ず去年通りにやつてあります。

5番～印刷製本費の中の市報、公報これは大体何世帯に1枚位の割合になりますか。

議務課長～大体1.5世帯に1枚位の割合です。

5番～今後の市政で都計事業なども推進されて行く途上において、市民に良く理解させ協力を得るといふ点におきまして、1.5枚では不足である様な気が致します。全市民にこれを世帯にもれなく配布する必要はお考えになりますか。そこでその場合には当然私は全世帯を対象に枚数の分だけ増やす必要があるという感じを持ちますが、どうお考えになりますか、市長さんに御答弁願います。1.5枚じや半分は見えて半分は見られないです。

市長～半分よりは1世帯半ということであり、3件に2枚という事になりますので、その内には余りに広い紙面でもないのでも何か隣りでゆずり合わせて、見て載き中には又持つて行つても読む余欲がない所もあるかと思つて出きるだけ費用を節約するという意味でこの位にしてありますが、しかし若しどうしても各世帯1枚1枚いるという事であれば、それだけに配布出きないという事もないと思ひます。

5番～大体1枚1.5セントの割合になつて居るかと思ひますが、今三分二に配ばられて、3分の1の世帯には行きわたらないという状態よりは、これを全部に配つて理解を求めるといふ場合の必要経費が1枚1.5セントとなつたらそう他に影響を与えるような増額じやないと思ひます。そこで諸経費の節減というふうな大げさな事は理由にならないと思ひますが、市長はどうお考えですか。とにかく全世帯に配布した方が市政の今後の向上いわゆる市民に趣旨徹底又理解、協力を求めるという効果面からはやはり全世帯に配布した方が良くと思ひますが今の状態つまり3分の2の枚数で枚数はこれだけだ



が、見たあとには又隣に回すだろう位でお考になつておるのですか。後3分の1の世帯の対象に発送するにしても、それほど多額の金は要しないと思ひます。

市長～市民の全世帯が是非要するという今先申上げた様に3世帯で2枚の副で行けば大体全市民の皆さんに見る事が出来るだろうという予想で3世帯に2枚というふうなかつこうになつておりますが、1世帯に1枚づつくばらなければ困るという事であれば、それだけの発行する事は可能だと思ひます。

5 番～つまり全体にくばつて全市民に見る機会を与えた方が良いという考には變りない訳ですね。全世帯にくばつて全世帯に見てもらおうというふうな考え方はある訳ですね。

市長～今までの所別にもつと欲しいということは聞いておりませんので、大体間に合つているものとして、これだけ発行しておりますが、もし今おつしやる様に是非全市民に欲しいということであれば、それだけ発行して各世帯に配布することは可能だと思ひます。

5 番～理解、協力という点に重点を置くとすれば、欲しい欲くない人にも上げなくちやいかんと思ひます。そこで今の所欲しいというものが無いから増す必要はないんじゃないかという考え方は、これは非常に消極的な考え方と思ひますので、欲しくない人にも是非見てくれといった種な立場で広報は発行するんであつて市長のお考えは改めべきだと考へます。

1 番～第1款の議会費の場合に議長、副議長並びに議員の報酬は降村のものとも勘案して数字を決めたということですが、役所職員並びに各部の給料は何処を基礎にして決めてあるか、それと今年度の増ほうにおいては約2,000ドル位だと思ふんですが、結局現年度より1,000ドルの増になつていると結局算盤によると区長給料が1,100ドル以上の減額になる訳でありますか。更に増しておるがそれは何名の増員で約5,000ドルになる訳ですか。

総務課長～これは他の各市町村の職員の給与状況は、これは長の場合でありましたが1番最高がコサで135ドルその次に浦添と宜野湾が121ドル。助役の場合にコサが115ドル宜野湾が提案された額。浦添が100ドル。それから収入役がコサが110ドル浦添が95ドル。宜野湾が95ドル。その外に他町村で多いのが嘉手納が100ドル。美里が110ドル。北中城が100ドル。石川が105ドル。

4 番～今度新しく機構改革によりまして特に重要な仕事<sup>は</sup>たちさわる人材が要求されておりますが、この予算からしてどの程度<sup>の</sup>待ぐうによつてあの企画室の陣容を整え

が、見たあとは又隣に回すだろう位でお考になつておるのですか。  
後3分の1の世帯の対象に発送するにしても、それほど多額の金は  
要しないと思います。

市長～市民の全世帯が是非要るという今先申上げた様に3世帯で2枚の割  
で行けば大体全市民の皆さんに見る事が出来るだろうという予想で  
3世帯に2枚というふうなかつころになつておりますが、1世帯に  
1枚づつつくばらなければ困るという事であれば、それだけの発行す  
る事は可能だと思ひます。

5 番～つまり全体にくばつて全市民に見る機会を与えた方が良いという考  
には變りない訳ですね。全世帯にくばつて全世帯に見てもらおうと  
いうふうな考え方はある訳ですね。

市長～今までの所別にもつと欲しいということは聞いておりませんので、  
大体間に合つてゐるものとして、これだけ発行しておりますが、も  
し今おつしやる様に是非全市民に欲しいということであれば、それ  
だけ発行して各世帯に配布することは可能だと思ひます。

5 番～理解、協力という点に重点を置くとすれば、欲しい欲くない人にも  
上げなくちやいかんと思ひます。そこで今の所欲しいというものが  
ないから増す必要はないんじゃないかという考え方は、これは非常  
に消極的な考え方と思ひますので、欲しくない人にも是非見てくれ  
といった様な立場で広報は発行するんであつて市長のお考えは改め  
るべきだと思ひます。

1 番～第1款の議会費の場合に議長、副議長並びに議員の報酬は隣村のも  
のとも勘案して数字を決めたということですが、役所職員並  
びに各部落の給料は何処を基礎にして決めてあるか、それと今度の  
増ほうにおいては約2,000ドル位だと思ひますが、結局現年度よ  
り1,000ドルの増になつてゐると結局算盤によると区長給料が1,1  
000ドル以上の減額になる訳でありますか。更に増してゐるがそれ  
は何名の増員で約5,000ドルになる訳ですか。

総務課長～これは他の各市町村の職員の給与状況は、これは長の場合であり  
ましたが1番最高がコサで135ドルその次に浦添と宜野湾が121  
ドル。助役の場合にコサが115ドル宜野湾が提案された額。浦添が  
100ドル。それから収入役がコサが110ドル浦添が95ドル。宜野  
湾が95ドル。その外に他町村で多いのが嘉手納が100ドル。美里  
が110ドル。北中城が100ドル。石川が105ドル。

4 番～今度新しく機構改革によりまして特に重要な仕事たちさわる人材が  
要求されておりますが、この予算からしてどの程度の待ぐらによつ  
てあの企画室の陣容を整え

るお考えであられるか、そしてこの職員給の中では現在の課長の給与額は、はつきり明示されておりませんが、新しく生る所の課長の給与がございせんが、それはこの増額給額ですか、これにおいてどういう様な算定の算出の基礎がなされているか。

助 役～前段の方は提案として明示してありますが、後段について御答えいたします。後段の方については平均額でもつておさえてありますので算定基準については平均額で押えてあります。

4 番～私がお聞きしているのは特に企画室に配置される所の人材は、これは普通の人員の待ぐう上おそらく採用出来ないんじゃないかというふうに考えておる訳です。例えば仮給額にしても、或は大学を卒業した所の法律にある程度詳しい人じゃないといかんと思えますが、こういつた様な人材をもつて来るからには、ある程度の事に待ぐうの面が謬じられると思いますが、普通の職員同様なお考えでやられるのか。或は又私がお聞きしたいのは企画室が設置されますのでそこの責任者、課長の待ぐうをこの予算からどの程度の待ぐうで採用するのか。おそらくこの5,000余りを雇ひだすからには一般の普通の人員、新採用の人員、普通の事務屋或は又技術屋こういつた様な法的な明るい人或は又技術面を持つている職員というふうに考えられますが、その5,700ドル余りからどういう内訳で持つてやられるか。そして課長の待ぐうがどの程度考えておられるのか。

市 長～今おつしやるのは企画室に来る人を課長はいくらにし、それからそこに来る職員のいくらの待ぐうで採用するかという御質問ですが、課長にいたしましても、職員にいたしましても、その額は一応その課長になる人にあつて見て、その人の前歴や今までの待ぐうも考慮に入れたいと思ひます。ただしそれは技術屋にしても普通の事務職員にしても、課長にいたしましてもあの俸があります。給与条例のあの枠以内でそして予算は平均50ドルを押えてありますが、今度増になる職員はそういうふうに平均より上もおれば、又反対に下いわけする新採用の場合に初任給の者もおりますので、大体予算は平均額でもつてこれを採用して行きたいと思つております。

4 番～私がお聞きしているのは、例えば法規係を採用する場合に。

市 長～法規係もですね、まず人によるので、人によつて待ぐうは異なるので今いくらという事はいえないのであります。

4 番～私がいふのは数字をこれだけ上げるからには、例えばこのクラスの人材はどのくらい出せば採用出来るんだといつた様な規準があると思ひます。じやそれは市長がですね、もし採用する場合はどういつた様な待ぐうをしますか。

るお考えであられるか、そしてこの職員給の中では現在の課長の給与額は、はつきり明示されておりませんが、新らしく生る所の課長の給与がございませぬが、それはこの増額給額ですか、これにおいてどういふ様な算定の算出の基礎がなされているか。

助 役～前段の方は提案として明示してありますが、後段について御答えいたします。後段の方については平均額でもつておさえてありますので算定基準については平均額で押えてあります。

4 番～私がお聞きしているのは特に企画室に配置される所の人材は、これは普通の人員の待ぐう上おそらく採用出来ないんじゃないかというふうにお考えおる訳です。例えば給額にしても、或は大学を卒業した所の法律にある程度詳しい人じゃないといふかと考えますが、こういつた様な人材をもつて来るからには、ある程度の事に待ぐうの面が諍じられると思ひますが、普通の職員同様な考えでやられるのか。云は又私がお聞きしたいのは企画室が設置されますのでそこの責任者、課長の待ぐうをこの予算からどの程度の待ぐうで採用するのか、おそらくこの5,000余りを産みだすからには一般の普通の人員、新採用の人員、普通の事務屋或は又技術屋こういつた様な法的な明るい人或は又技術面を持つて居る職員というふうにお考えられますが、その5,700ドル余りからどういふ内訳で持つてやられるか。そして課長の待ぐうがどの程度考えおられるのか。

市 長～今おつしやるのは企画室に来る人を課長はいくらにし、それからそこに来る職員のいくらの待ぐうで採用するかという御質問ですが、課長にいたしましても、職員にいたしましても、その額は一応その課長になる人にあつて見て、その人の前歴や今までの待ぐうも考慮に入れたいと思ひます。ただしそれは技術屋にしても普通の事務職員にしても、課長にいたしましてもあの枠があります。給与条例のあの枠以内でそして予算は平均50ドルを押えてありますが、今度増になる職員はそういうふうには平均より上もおれば、又反対に下いわけの新採用の場合に初任給の者もおりますので、大体予算は平均額でもつてこれを採用して行きたいところ思つております。

4 番～私がお聞きしているのは、例えば法規係を採用する場合に。

市 長～法規係もですね、まず人によるので、人によつて待ぐうは變るので今いくらという事はいえないのであります。

4 番～私がいうのは数字をこれだけ上げるからには、例えばこのクラスの人材はどのくらい出せば採用出来るんだといふ様な規準があると思ひます。じやそれは市長がですね、もし採用する場合はどういつた様な待ぐうをしますか。

市長～優秀な課長職位と考えております。しかしそれは当つて見ないといふと、どういふ人になるかそこに來る人がどういふ人になるかまだ約束したのがありませんので今の所、額はいくらで企圖室の課長を採用するといふ事は今の所いえないんじゃないかと思ひます。

4番～この5,772ドルの平均を押えたといふのは額にしていくらですか。5,700ドル余りですね平均額はいくらですか。

助役～5,700ドルといふのは増給額であつて増員額ではありません。

4番～増員額ののはどこに示してありますか。

助役～増員額はこの上の技術職員の方にもありまして、事務職員の方にもあります。

4番～これを全部ひつくるめて職員数で割つたのが平均数になる訳でありますね。それはいくらですか。

助役～約53ドルといふふうになっております。

4番～これを採用するについては、はつきりこの係はどの程度で採用出来るといふ様な事はまだ出してないですね。

助役～これも平均給料で押えておりますので、現在おる職員の方も平均で53ドルとなる様になっております。それから新しく採用するのでも平均で53ドルになる様に採用する訳であります。

議長～暫休憩いたします。(午後3時2分)

議長～再開いたします。(午後3時4分)

4番～4目の中の需要費の賃金であります。住民調査員の10人分といふのはどういふものでありますか。それについて、更にこの需要費の中のガソリン代600ドルの算定の基礎についてお答え願ひます。それから修繕費の350ドルの算定の基礎について、それから保険料、車両保険料でございますが、これはどういふ様なものであるかですね。或は何合分であるか。以上についてお答え願ひます。

総務課長～賃金の方はこれは今住民登録の場合には毎年1回實際調査をします。この實際調査の場合に要する費用でありまして、1ドル20セントの事務員の25日給用1ドル20セントの10名の3ヶ月を想定してあります。

市長～優秀な課長級位と考えております。しかしそれは当つて見ないとい  
と、どういふ人になるかそこに来る人がどういふ人になるかまだ約  
束したのがありませんので今の所、額はいくらで企画室の課長を採  
用するという事は今の所いえないんじゃないかと思ひます。

4 番～この5,772ドルの平均を押えたといふのは額にしていくらですか。  
5,700ドル余りですね平均額はいくらですか。

助 役～5,700ドルといふのは増給額であつて増員額ではありません。

4 番～増員額ののはどこに示してありますか。

助 役～増員額はこの上の技術職員の方にもありまして、事務職員の方にも  
あります。

4 番～これを全部ひつくるめて職員数で割つたのが平均数になる訳であり  
ますね。それはいくらですか。

助 役～約53ドルといふふうになつております。

4 番～これを採用するについては、はつきりこの係はどの程度で採用出来  
るといつた様な線はまだ出してないですね。

助 役～これも平均給料で押えておりますので、現在おる職員の方も平均で  
53ドルとなる様になつております。それから新しく採用するの  
も平均で53ドルになる様に採用する訳であります。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時2分)

議 長～再開いたします。(午後3時4分)

4 番～4目の中の備費の賃金であります。住民調査員の10人分とい  
うのはどういふものでありますか。それについて、更にこの備費  
の中のガリリン代600ドルの算定の基礎についてお答え願ひます。  
それから修繕費の350ドルの算定の基礎について、それから保険料  
・車両保険料でございますが、これはどういつた様なものであるか  
ですね。或は何台分であるか。以上についてお答え願ひます。

総務課長～賃金の方はこれは今住民登録の場合には毎年1回実態調査をし  
ます。この実態調査の場合に要する費用でありまして、1ドル20セ  
ントの事務員の25日結局1ドル20セントの10名の3ヶ月を想定  
してあります。

- 4 番～住民係の中に常時調査員が2名いるというふうになりますか、1ヶ月を通してこの住民動態の調査が出来ないかどうかですね。

総務課長～これは農村地域で、たが何ですが本市とか、コザとかそういう所になりますと3ヶ月位いでも1,000名か2,000名の人口の急増があるというふうな状況でございまして平常おります係の調査員というのは届けるとか、或はそういう場合には住民の移動整理の場合には登録されますと、その人の部屋までちやんと合帳に表われて来ると、そういうような最終的な何までしますので、いわゆる窓口の整理、調査とか、これしか常勤職員には出来ない、それで実態評価というものはいわゆるある時期に一定期間に1さいにやつてしまおうという以外には方法はございせんので、そういうような内容のものでございまして。

- 4 番～お伺いしますが、この職務はあの事務委託契約の中に一応は含まれないかどうかですね。

総務課長～この方法としてはあると思いますが、しかしこれは法例に関する所定の住民登録は法というものに基くものでありますので、どうしてもその係員がはあく出来る様な内容の調査じやなければいかんという事は先き申上げました様に各家ていの1つの建物の部屋の調査まですると、どの部屋にどういふ人が居てそういうふうな事になりますので、結局委託者だけにまかせますと実際の実態調査は不可能だというふうな事で見解からこういうふうな実態調査の方に切りかえております。

- 4 番～実態調査を充分効果あらしめるためには、その地域の実態にくわしい所の事務委託者であると、区長がやれば尚実態が充分はあくされるし、尚又その仕事の効率率が上るんじゃないかという様な事も考えられますが、単なる臨時で雇つてする場合と、ずっとその地域の行政末端事務を扱つて居る被委託者の方がむしろ私はその仕事の内容或は又効果の面において充分やりこなせるんじゃないかと云うふうに考えますが、今後の問題として被委託者にこの仕事をさせた場合と、それから又の子なんかを例えば臨時に雇つて来てさせた場合、その効率の面或は実態の面からするとどの様な違いがあるかですね、或はその被委託者にさせた場合は具合が悪い点があるかどうかですね。

総務課長～これは被委託者がタッチしてもいわゆる予算上に示したものは、被委託者以外の費用として計上してありますので、現在調査を行う場合でも被委託者の方も一踏になつてやつております、これで結局又その人々も委託地域における実態のはあくするという事も必要だという事も必要だと思つてますので調査に当つては一応一踏に行つて仕事は進めて行くというふうな状況で、総てのタイプ事務まで委託

- 4 番～住民係の中に常時調査員が2名いるというふうになりますか。1ヶ年を通してこの住民動態の調査が出来ないのかどうかですね。

総務課長～これは農村地域でくたはら何ですが本市とか、コザとかそういう所になりますと3ヶ月位いても1,000名か2,000名の人口の急増があるというふうな状況でございまして平常ホリます係の調査員というのは届けるとか、或はそういう場合には住民の移動整理の場合には登録されますと、その人の部屋までちゃんと台帳に表われて来ると、そういうふうな最終的な何までしますので、いわゆる窓口の分の整理、調査とか。これしか常勤職員には出来ないのと、それで突態評価というものはいわゆるある時期に一定期間に1さいにやつてしまおうという以外には方法はございせんので、そういうふうな内容のものでございまして。

- 4 番～お伺いしますが、この職務はあの事務委託契約の中に一応は含められないのかどうかですね。

総務課長～この方法としてはあると思いますが、しかしこれは法例に関する所定の住民登録は法というものに基くものでありますので、どうしてもその係員はあく出来る様な内容の調査じやなければいかんという事は先き申し上げました様に各家ていの1つの建物の部屋の調査まですると、どの部屋にどういふ人が居てそういうふうな事になりますので、結局委託者だけにまかせますと突態の突態調査は不可能だというふうな事で見解からこういうふうな突態調査の方に切りかえております。

- 4 番～突態調査を充分効果あらしめるためには、その地域の突態にくわしい所の事務委託者であると。区長がやれば尚突態が充分はあくされるし、尚又その仕事の能率が上がるんじゃないかという様な事も考えられますが、単なる臨時で雇つてする場合と、ずっとその地域の行政末端事務を扱つている被委託者の方がむしろ私はその仕事の内容或は又効果の面において充分やりこなせるんじゃないかと云うふうに考えますが、今後の問題として被委託者にこの仕事をさせた場合と、それから女の子なんかを例えば臨時に雇つて来てさせた場合、その能率の面或は突態の面からするとどの様な違いがあるかですね。或はその被委託者にさせた場合は具合が悪い点があるかどうかですね。

総務課長～これは被委託者がタッチしてもいわゆる予算上に示したものは、被委託者以外の費用として計上してありますので、現在調査を行う場合でも被委託者の方も一語になつてやつております。これで結局又その人々も委託地域における突態のはあくするという事も必要だという事も必要だと思ひますので調査に当つては一応一語に行つて仕事は進めて行くというふうな状況で、総てのタイプ事務まで委託



者にという事は不可能であります。一応は予算としてはあの委託者以外の方も是非必要だと、それからこの実態調査で1番皆様方お感じになるのはすでに実感としてお感じになつたかも知れませんが、去つた選挙の場合においても実態調査をしても1,000名以上の申出があると、そうしますとこれは実態調査してもというふうな実情であるという、これは実態調査だけの場合には4月から6月までにやりましたが、選挙がいわゆる11月にあつたと、わずか4、5ヶ月でそれ位の人口の変動があるという事で、出来ればこれは年に2ヶ月越しとか、3ヶ月越しとかというふうにして住民の実態を把握するというふうになるんですが、現在の場合は調査しても整理事務におわれるというふうな現状でございます。

- 4 番～今度行政区の再編においても従来末端行政の実態或は行政的な区画のありかたをこの際整理して、そして1人の委託者が充分はあく出来る様な区画にしたいというのが大きな理由じゃなかつたところ思っております。従いましてこの問題、この資料においてもこの行政区画再編の趣旨を十分に生かすならば或は実態のはあくが充分なされるかと、そういうふうな考えであります。その点留意して職きたいところ思っております。

総務課長～この方は独自でやっております。次は燃料費この燃料費の方は4分の3(ピクアップと、それから今度は市長専用車の乗用車、この2台分の燃料費であります。それで2台でもつて今までの累計からいたしまして7,936立方消費しております。これは0,063セントの単価で算出した額であります。

- 4 番～1日の総合マイルはどのくらいですか。

総務課長～これは総合マイルの方は大体ピクアップにして40～50マイル位であります。

- 4 番～乗用車の場合はいくらか。

総務課長～乗用車の場合は現在まだ始めでありますので、どの程度になるかまだ集計は出しておりません。

- 4 番～しかしこの数量、消費量からするとはつきりいえるんじゃないかと思ひます。例えば1日に乗用車が何リットルガソリンを使うという事であれば大体何マイル位と出ると思うんですが、

総務課長～保険料はこれは今度自動車保険法という何がありますが、なくても現在保険制度がございます。この方は特に乗用車とか或は軍事施設内に入る場合にはそういうふうな車両じゃないと自由に入れな

者にという事は不可能であります。一応は予算としてはあの委託者以外の分も是非必要だと、それからこの実態調査で1番皆様方お感じになるのはすでに実感としてお感じになつたかも知れませんけれども、去つた選挙の場合においても実態調査をしても1,000名以上の申出があると、そうしますとこれは実態調査してもというふうな実情であるという、これは実態調査だけの場合には4月から6月までにやりましたが、選挙がいわゆる11月にあつたと、わずか4、5ヶ月でそれ位の人口の変動があるという事で、出来ればこれは年に2ヶ月越しとか、3ヶ月越しとかというふうにして住民の実態をばあくするというふうになるんですが、現在の場合には調査しても整理事務におわれるというふうな現状でございます。

- 4 番～今度行政区の再編においても従来末端行政の実態或は行政的な区画のありかたをこの際整理して、そして1人の委託者が充分はあく出来る様な区画にしたいというのが大きな理由じやなかつたあとこう思っております。従いましてこの問題、この資料においてもこの行政区画再編の趣旨を充分に生かすならば或は実態のはあくが充分なされるかと、そういうふうな考えであります。その点留意して載きたいところ思っております。

総務課長～この方は自分でやるつております。次は燃料費この燃料費の方は4分の3(ピクアップと、それから今度は市長専用車の乗用者、この2台分の燃料費であります。それで2台でもつて今までの累計からいたしまして7,986立方消費しております。これは0.063セントの単価で算出した額であります。

- 4 番～1日の総合マイルはどのくらいですか。

総務課長～これは総合マイルの方は大体ピクアップにして40～50マイル位であります。

- 4 番～乗用車の場合はいくらか。

総務課長～乗用車の場合は現在まだ始めてありますので、どの程度になるかまだ集計は出しておりません。

- 4 番～しかしこの数量、消費量からするとはつきりいえるんじゃないかと思ひます。例えば1日に乗用車が何リットルガソリンを便ろという事であれば大体何マイル位と出ると思ふんですが。

総務課長～保険料はこれは今度自動車保険法という何がありますが、なくても現在保険制度がござります。この方は特に乗用車とか或は軍事施設内に入る場合にはそういうふうな車両じやないと自由に入れな

と：いうふうな事もございますので、今役所の方で3台は是非保険に入れておきたいと、この保険は乗用車、市長専用車とビクアップと建設に所属する車、これだけは是非保険に入れておきたいと、この保険の場合には車体保険というのと、それから車自体の車体保険ですね、それと今度は障害相手に与える人身的な保険、この2つに分れますが、我々が今収集しました資料では大体40ドル位というふうな想定の数算であります。

4 番～その保険料は賠償保険ですか。

総務課長～そうです。

4 番～車体保険ですか。

総務課長～車体保険も含めております。

4 番～そうしますと、8月1日を期して強制保険、保険の強制加入の法が施行されますが、残りについてはどうですか。

総務課長～これは法律の立法によつて、自然的に出るといふふうな事になりますが、この方は今申上げました様な内容のものであります。

4 番～私が思うのはこの3台ですね、新年度はあの法が施行されてもですね、3台を保証して外ののは入れなくてもですね、いいかどうか

総務課長～その方は法の立法とそれから施行の段になつていろいろと法を校討した上じやないと申上げられないんじゃないかと思ひます。

4 番～乗用車ですか。

総務課長～乗用車とビクアップですね、それから建設の方に今年購入する車その3台であります。

4 番～いえ、4分の3

総務課長～この方は大分購入しましてから期間が立ちますので、大部古くなつております、それでパーツ、それからタイナー、それから板金塗装、ガラス、シートそういうのを含めまして800ドルになつております。

4 番～現年度においてどの位の修理費がすでに入つたかですね。

総務課長～現年度において約400ドル位であります。

と。いふような事もございますので、今役所の方で3台は是非保険に入れておきたいと、この保険は乗用車、市長専用車とピックアップあと建設に所属する車、これだけは是非保険に入れておきたいと、この保険の場合には車体保険というのと、それから車自体の車体保険ですね。それと今度は障害相手に与える人身的な保険、この2ツに分れますが、我々が今収集しました資料では大体40ドル位といふような想定で積算であります。

4 番～その保険料は賠償保険ですか。

総務課長～そうです。

4 番～車体保険ですか。

総務課長～車体保険も含めております。

4 番～そうしますと、8月1日を期して強制保険・保険の強制加入の法が施行されますが、残りについてはどうですか。

総務課長～これは法律の立法によつて、自然的に出るといふような事になりますが、この方は今申上げました様な内容のものであります。

4 番～私が思うのはこの3台ですね。新年度はあの法が施行されてもですね、3台を保証して外のは入れなくてもですね、いいのかどうか

総務課長～その方は法の立法とそれから施行の段になつていろいろと法を検討した上じやないと申上げられないんじゃないかと思ひます。

4 番～乗用車ですか。

総務課長～乗用車とピックアップですね、それから建設の方に今度購入する車その3台であります。

4 番～いえ、4分の3車

総務課長～この方は大分購入しましてから期間が立ちますので、大部古くなつております。それでパーツ、それからタイヤ、それから板金塗装、ガラス、シートそういうのを含めまして800ドルになつております。

4 番～現年度においてどの位の修理費がすでに入つたかですね。

総務課長～現年度において約400ドル位であります。

4 番～乗用車の場合には、

総務課長～乗用車の場合は新車でありますので、タイヤとバッテリー、部品位しか今の所やつておりません。

4 番～乗用車の場合はどんなにふるに使つてもタイヤが消耗するという  
ことはありえないと思います。それからバッテリーにおいても然り  
で、この乗用車の50ドルというのはこれは私はいらなないと思いま  
す。

総務課長～これは出来るだけ使わない様に又新車でもありますので、予算の  
運用については充分新車としての価値を生かして行きたいとは考  
えておりますが、一応は予算においては不時ということもございま  
すので予算ど計上しておこうというふうに考えております。

4 番～今のですね50ドルの算定の基礎がですねタイヤだとか或は部品だ  
というふうな事に立つた場合は問題だと私は思ふんです。

総務課長～その外ではですね、一応車の故障という場合には、どこが故障す  
るという想定は出来ませんので現在考えられるものの範囲内では、  
タイヤ或はパンクそういうふうな事、それからちよつとした部品  
それからバッテリー位が今想定です。新車でありますのでおつしや  
る通り、これはなかなか修理箇所の見出しが出来ないので今想定は  
そういうふうには認めてはおりますが、

4 番～普通の持ち方で私は考えておりますが、そういつた様なものであれ  
ば、費目存置にしておいてもですね。不時の例えは事故があるとか  
いう場合はですね。それはやむをえない事でありまして、費目存  
置にしてその金をですね。他の面に活用出来ないかです。

総務課長～この分は今おつしやる様に新車でございますので出来るだけ便  
ない様な方法をしたいと思つております。

10 番～先程から財源がとほしい云々と云われておりましたが、この現在の  
この予算の方に食糧費と名前がついたのが需要費に350ドル。監査  
委員に64ドル。固定資産評価委員に1人50ドル。研修費に50ドル。  
厚生費に50ドルというふうになつておりますが、その節減は出来な  
かつたものか、その内容はどうか。

総務課長～この面についても今おつしやる様に積算については各々費目に計  
上してあるというのは性質、いわゆる役所費全体として使つと、市  
としての何と今云つた監査委員とか、それから固定資産評価委員  
とか、そういうふうに性質面にも一応は費目は当然もつべきだとい  
うふうな事で各目に持つておるのは、そういうふうな一応性質別に

4. 番～乗用車の場合には、

総務課長～乗用車の場合は新車でありますので、タイマーとバッテリー、部品位しか今の所やつておりません。

4. 番～乗用車の場合はどんなにふるに使つてもタイマーが消耗するという  
ことはありえないと思います。それからバッテリーにおいても然り  
で、この乗用車の50ドルというのはこれは私はいらなないと思いま  
す。

総務課長～これは出来るだけ使わない様に又新車でもありますので、予算の  
運用については充分新車としての価値を生かして行きたいとは考え  
ておりますが、一応は予算においては不時ということもございま  
すので予算ど計上しておこうというふうに考えております。

4. 番～今のですね50ドルの算定の基礎がですねタイヤだとか或は部品だ  
というふうな事に立つた場合は問題だと私は思うんです。

総務課長～その外ではですね、一応車の故障という場合には、どこが故障す  
るという想定は出来ませんので現在考えられるものの範囲内では、  
タイマー或はパンクそういうふうな事、それからちよつとした部品  
それからバッテリー位が今想定です。新車でありますのでおつしや  
る通り、これはなかなか修理箇所の見出しが出来ないので今想定は  
そういうふうには認めてはおりますが。

4. 番～普通の持ち方で私は考えておりますが、そういった様なものであれ  
ば、費目存置にしておいてもですね、不時の例えば事故があるとか  
いう場合はですね、それはやむをえない事でありまして、費目存  
置にしてその金をですね、他の面に活用出来ないかです。

総務課長～この分は今おつしやる様に新車でございまして出来るだけ續わ  
ない様な方法をしたと思つております。

10番～先程から財源がとぼしい云々と云われておりましたが、この現在の  
この予算の方に食糧費と名前がついたのが需要費に350ドル、監査  
委員に64ドル、簡定資産評価委員に1人50ドル、研修費に50ドル、  
厚生費に50ドルというふうになっておりますが、その節減は出来な  
かつたものか、その内容はどうか。

総務課長～この面についても今おつしやる様に積算については各々費目に計  
上してあるというのは性質、いわゆる役所費全体として使うと、市  
としての何と今云々つた監査委員とか、それから簡定資産評価委員  
とか、そういうふうに性質面にも一応は費目は当然もつべきだとい  
うふうな事で各目に持つておるのは、そういうふうな一応性質別に

も分類して設定するという意味であります。額についてはたいへんおつしや~~嫌~~嫌にこの分野については極力運用において節減に努力したいと思っております。

議 長～暫休息いたします。(午後3時16分)

議 長～再開いたします。(午後4時)

議 長～只今定例4時であります。時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め時間延長をすることにいたします。

3 番～後の分が新しく人員増の分ということになるんですが、それだけであるかどうかですね。それからもう1つお互でこの前並同に答えました行政区画の変更の場合に新しく行政区の変更なつた所に出向いで、その趣旨徹底せしめるために、各新しい行政区民に対して委員を決めて認定して、そして趣旨を徹底させる。委員会を作るという様な日程か何かあつたと思ふんですが、その費目が、そのどこに組まれておるかですね。その2点に対して御説明願います。

助 役～役所費の増については1万~~ドル~~ドル余り増しておるといふようになっておりますが、この方は諸経費におきましては前年度の52,298ドルに~~対~~対しまして、新年度は53,244ドルで、少ししか増しておりません。この方は先き区長給の方が諸支出金の方に回つておるのに尚1万ドルそこそこの増しがあるのはどういふようになっておるかという御質問でございますが。

3 番～いやあれを合わせて1万ドルの増、それは1万ドルの、あれが1万ドル減つていますですね、それはどういふことですか。その内容を御説明して下さい。

助 役～その方の数字の中からはまずと、結局は現在おる職員の出給の分とそれから区長の定数が23名でございますが、この中に含まれておりますのが、増員計画が13名になつておりますので、結局10名の差がある様にはなつておりますが、実際上は前年度においては、区長給の平均が38ドルといふようになっておりまして、今年度の区長給の平均が53ドルになつておりますので、この差額による分でありまして、外に

3 番～それは充分よく分つておりますが、それと関連して水道課の方も

も分類して設定するという意味であります。額についてはたいへんおつしや様にこの分野については極力運用において節減に努力したいと思っております。

議長～暫休憩いたします。(午後3時16分)

議長～再開いたします。(午後4時)

議長～只今定例4時であります。時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め時間延長をすることにいたします。

3 番～後の分が新しく人員増の分ということになるんですが、それだけあるかどうかですね。それからもう1つお互でこの前諸問に答えました行政区画の変更の場合に新しく行政区の変更なつた所に出向いて、その趣旨徹底せしめるために、各新しい行政区民に対して委員を決めて認定して、そして趣旨を徹底させる。委員会を作るという様な日程か何かあつたと思うんですが、その費目が、そのどこに組まれておるかですね。その2点に対して説明願います。

助 役～役所費の増については1万ドル余り増しておるといふようになっておりますが、この方は諸経費におきましては前年度の52,298ドルに依りまして、新年度は53,244ドルで、少ししか増しておりません。この方は先き区長給の方が諸支出金の方に回つておるのに尚1万ドルそこそこの増しがあるのはどういふようになっておるかという御質問でございますが。

3 番～いやあれを合わせて1万ドルの増、それは1万ドルの、あれが1万ドル減つていますですね。それはどういふことですか。その内容を御説明して下さい。

助 役～その方の数字の中からしますと、結局は現在おる職員の増給の分とそれから区長の定数が23名でございますが、この中に含まれておりますのが、増員計画が13名になつておりますので、結局10名の差がある様にはなつておりますが、実際上は前年度においては、区長給の平均が38ドルといふようになっておりまして、今度の更員給の平均が53ドルになつておりますので、この差額による分でありまして、外に

3 番～それは充分よく分つておりますが、それと関連して水道課の方も



助 役～水道課を合せて16名です。給与変更によることにつきましては、先の16番さんから報償費の本年増になつておる何が指摘がございましたが、この方も先に課長の方からは説明もれになつておりますが、その方も勘案されておる訳でございます。

3 番～報償費でなんですか、何か委員会

助 役～委員会の方はですね。これは結局事情によつて審査会、審議会、或は調査会という何んで市長の諮問機関として補助機関として持たされておりますが、この方条例化しなければいけませんので、今の所条例化されておりませんので、予算上は見越されておりますが、制度そのものが、まだございませんので、報償費の方に計上してあります。

3 番～報償費はどの位見彼られておりますか。それにたいしてですね。

助 役～結局は前年度においては50ドルが150ドルになつておりますので、100ドル増しております。この方もあるし又先き課長の方から説明のあつたのも含める訳でございます。

3 番～あの手当で100ドルでありますか。結局一部等に對して委員が何名かありますね。15ドルの手当を与えるということになれば、100ドルでありますか。

助 役～ここにはそういうふうになつておりますが、實際上の運営につきましては、まだそういう目はなもついておりませんので、それで区長級の方も前年度同様の何ぞ11款の方で現年度と同じ様に組んでありますので、あれとの関係において、運営は出来るんじゃないかと思つております。

3 番～運営できるという訳ですね。

4 番～5項の諸費であります、10の研修費についてお伺いしたいんですが、議会の研修費においては、あれだけばく大な研修費が計上されております。反面当局において研修費がこの費目存置等に本土研修の場合の費目存置にしておりますが、研修が必要でないから、この研修費は計上しないのか、或は又議会の研修した資料によつて充分だという様なお考えでありますが、それについてお伺いします。

助 役～この方は議決機関であられる議会の方の見方、それから当局の見方各々違うんじゃないかと思つて議会の資料で充分であるかということについては、そういう訳にはいかないんじゃないかと思つております。しかし、こちらに費目存置にしておりますのは職員派遣につ

助 役～水道課を合せて16名です。給与変更によることにつきましては、先の16番さんから報償費の本年度増になつておる何が指摘がございましたが、この方も先に課長の方からは説明もれになつておりますが、その方も勘案されておる訳でございます。

3 番～報償費でなんですか、何か委員会

助 役～委員会の方はですね。これは結局事情によつて審査会、審議会、或は調査会という何んで市長の諮問機関として補助機関として持たれる様になつておりますが、この方条例化しなければいけませんので、今の所条例化されておりませんので、予算上は見越されておりますが、制度そのものが、まだございませんので、報償費の方に計上してあります。

3 番～報償費はどの位見積られておりますか。それにたいしてですね。

助 役～結局は前年度においては50ドルが150ドルになつておりますので、100ドル増しております。この方もあるし又先き課長の方から説明のあつたのも含める訳でございます。

3 番～あの手当で100ドルでありますか。結局一部落に対して委員が何名かありますね。15ドルの手当を与えるということになれば、100ドルでありますか。

助 役～ここにはそういうふうになつておりますが、実際上の運営につきましては、まだそういう目はなもつておりませんので、それで区長級の方も前年度同様の何で11款の方で現年度と同じ様に組んでありますので、あれとの関係において、運営は出来るんじゃないかと思つております。

3 番～運営できるという訳ですね。

4 番～5項の諸費であります。1の部の研修費についてお伺いしたいんですが、議会の研修費においては、あれだけばく大な研修費が計上されております。反面当局において研修費がこの費目存置特に本土研修の場合の費目存置にしておりますが、研修が必要でないから、この研修旅費は計上してないのか、或は又議会の研修した資料によつて充分だという様なお考えでありますが、それについてお伺いします。

助 役～この方は議決機関であられる議会の方の見方、それから当局の見方各々違ふんじゃないかと思つて議会の資料で充分であるかということについては、そういう訳にはいかないんじゃないかと思つております。しかし、こちらに費目存置にしておりますのは職員派遣につ

いては、特定の方針によつて派遣したいと思つておりますが、その特定の方針が今の所計画されておられません。それからもうエツ・中央の方の補助式の研修の方法もございませうですが、毎年各市町村から6名、7名ぐらい行つておりますが、この方については出来るだけ中央のそういう補助関係の方も利用して送つて行きたいと思つておる訳でございまして、今の所職員の特定派遣については考へておられませんので、費目存置にしてある訳でございませう。

4 番～おつしやいますと、現在においては全然この研修計画は無計画だといふ事ですか。計画がないといふことは。

助 役～申し上げますのは、結局は職員派遣については、ある意味においては1人送るにしましても、調査研究というふうな何よりは、むしろ実務面の研修としまして本土の先進の市町村等に派遣しまして実務面の研修をやりたいと思つておりますが、この方は今沖縄の方においては、中央との単独でなされておるのはございませうので、出来るだけ沖縄側としましては、中央の方でそういう事をまとめて本土に当つて行くというふうな式を取つておりました、各市町村単独ではやられておりませうので、そういう面からして実務面の研修はさせたいと思つております。ですがまだ単独でこれをどうしようといふことは考へておりませうので、削つてあります。

4 番～じゃ政府の計画

助 役～政府じゃございませう。市町村会において、これは各市町村から要望して1ヶ市町村でもつて単独でやるといふことは、どういふ不可能なことだから、その市町村会でもつて、そういう計画をやつて日本本土の方にタイアップして、日本本土の方で受け入れてもらうような方法を講じてもらいたいといふことはやつておりますが、まだ実現しておりませう。

4 番～じゃ、沖縄市町村会の計画によつて、そういう研修をさせたいといふのが、当局の考へ方でありませうね、新年度においてそういう計画がなされているかどうか。或はその経費については全額その市町村会が負担して研修をさせるのか。それについてお伺いします。

助 役～だから先から申上げます様に、その実務研修でございませうので、結局は今教職員会の方では、教育関係においては、日本本土との交流がやられておりますのですが、地方自治におきましては、そういう実務的交流がやられておりませうので、ああいう式にもつて行つてもらいたいといふことを市町村会の方で研究してもらはる様に、そうする事によつて結局は日本本土の方とのタイアップで旅費の問題については、この自から検附なされるじやないか。それと今度

いては、特定の方針によつて派遣したいと思つておりますが、その特定の方針が今の所計画されておられません。それからもう1つ、中央の方の補助式の研修の方法もございまして、毎年各市町村から6名、7名ぐらゐ行つておりますが、この方については出来るだけ中央のそういう補助関係の方も利用して送つて行きたいと思つておる訳でございまして、今の所職員の特派派遣については考えておられませんので、費目存置にしてある訳でございまして。

4 番～おつしやいますと、現在においては全然この研修計画は無計画だという事ですか。計画がないということは。

助 役～申し上げますのは、結局は職員派遣については、ある意味においては1人送るにしましても、調査研究というふうな何よりは、むしろ実務面の研修としまして本土の先進の市町村等に派遣しまして実務面の研修をやりたいと思つておりますが、この方は今沖縄の方においては、中央との単独でなされておるのはございせんので、出来るだけ沖縄側としましては、中央の方でそういう事をまとめて本土に当つて行くというふうな式を取つておまして、各市町村単独ではやられておりませんので、そういう面からして実務面の研修はさせたいと思つております。ですがまだ単独でこれをどうしようということは考えておりませんので、閉つてあります。

4 番～じや政府の計画

助 役～政府じやございせんです。市町村会において、これは各市町村から要望して1ヶ市町村でもつて単独でやるということは、どうてい不可能なことだから、その市町村会でもつて、そういう計画をやつて日本本土の方にタイアップして、日本本土の方で受け入れてもらうような方法を講じてもらいたいということはやつておりますが、まだ実現しておりません。

4 番～じや、沖縄市町村会の計画によつて、そういう研修をさせたいというのが、当局の考え方でありませぬ、新年度においてそういう計画がなされているかどうか。或はその経費については全額その市町村会が負担して研修をさせるのか。それについてお伺いします。

助 役～だから先から申し上げます様に、その実務研修でございまして、結局は今教職員会の方では、教育関係においては、日本本土との交流がやられておりますのですが、地方自治におきましては、そういう実務的の交流がやられておりませんので、ああいう式にもつて行つてもらいたいということをして市町村会の方で研究してもらつて、そうする事によつて結局は日本本土の方とのタイアップで旅費の問題については、この自から検討なされるじやないか。それと今度は

日本援助の方にこれを織り込んで行くことによつて、日本本土とそれから沖縄の方と旅費とか或は経費の支出面においても、何んとか出来るんじゃないか。出来るだけそういう何で日本援助の方にでも組ましてもらつてそう云うことを早期に実現してもらいたいと云うことは、市町村側からの地方に対する要望はしてある訳でございます。

4 番～私がお聞きしたい点は、新年度においてどういう形でもよろしめございませうが、その研修させる意思があるのか、或は又その実現出来る見通しがあるかどうかですね。

助 役～今の所は思つておりません。

4 番～見通しはないですか。

助 役～させる見通しですか。計画は持つておりません。

4 番～そうすると新年度においては出来るか出来ないかは全然わからないと云う訳ですな。そうしますと如何に議会が研修をして来て、そしてある程度市当局に勧告するなり、或は押売りしたにしてもかんな面な当局が、それに応ずる態勢、しからばどういつた様な事務面の研修或は事務改善の面に充分寄与をすべきであるかと云つた様な面がなければ議会が如何に理想的な或は又いろんな行政関係の特徵を持つて来たにしても、受け入れ側の当局がそういう態勢がないということになります。只呼応してやるべきだということに考えますが、それについて御存知ですか。

助 役～そういうことについては、議会側の研修が無意味だということは、当たらんじやないかと思ひます。

4 番～いや、呼応してやるべきじやないかと。例えば議会がこういう状態にあると、それだけ研修して来たといつたのを勧告するとか、或は具申した場合にですね。それに対して具体的な、線を出すのは実施するのは当局側だということになれば、それに対して、要して応じられる態勢があるかどうか、行かなくても充分議会の意思はやりうるかどうかですね。

助 役～この件につきましては、知らず申し上げます様に今の所単独の派遣ということについては考へておりませんが、出来るだけ議会と一語にだつたら何んとか出来るんじゃないかと思つておるんではございませうが、単独の行動については今の所考へておりません。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時27分)

議 長～再開いたします。(午後4時36分)

日本援助の方にこれを織り込んで行くことによつて、日本本土とそれから沖縄の方と旅費とか或は経費の支出面においても、何んとか出来るんじゃないか。出来るだけそういう何で日本援助の方にでも組ましてもらつてそう云うことを早期に実現してもらいたいと云うことは、市町村側からの地方に対する要望はしてある訳でございます。

4 番～私がお聞きしたい点は、新年度においてどういう形でもよろしゆございしますが、その研修させる意思があるのか、或は又その実現出来る見透しがあるかどうかですね。

助 役～今の所は思つておりません。

4 番～見透はないですか。

助 役～させる見透ですか。計画は持つておりません。

4 番～そうすると新年度においては出来るか出来ないかは全然わからないと云う訳ですな。そうしますと如何に議会が研修をして来て、そしてある程度市当局に勧告するなり、或は押売りしたにしてもかんな当局が、それに応ずる態勢、しからばどういつた様な面が事務面の研修或は事務改善の面に充分寄与をするべきであるかと云つた様な面がなければ議会が如何に理想的な或は又いろんな行政関係の特徴を持つて来たにしても、受け入れ側の当局がそういう態勢がないということであるならば、議会の研修そのものが、無意味だということにもなりますが、只相呼応してやるべきだというふうに考えますが、それについて御存知ですか。

助 役～そういうことについては、議会側の研修が無意味だということは、当たらんじやないかと思ひます。

4 番～いや、相呼応してやるべきじやないかと。例えば議会がこういう状態にあると、それだけ研修して来たといつたのを勧告するとか、或は具申した場合にですな。それに対して具体的なですな、線を出すのは実施するのは当局側だということになれば、それに対して、果して応じられる態勢があるかどうか、行かなくても充分議会の意思はやりうるかどうかですね。

助 役～この件につきましては、先から申し上げます様に今の所単独の深達ということについては考へておりませんが、出来るだけ議会と一語にだつたら何んとか出来るんじゃないかとは思つておるんではございますが、単独の行動については今の所考へておりません

議 長～暫休憩いたします。(午後4時27分)

議 長～再開いたします。(午後4時36分)

4 番～研修費については、一応は計画がないということで了解します。それから退職給与金の2,000であります。2,730ドルそれについての職員と市長何名であるかですね。或は今次の委託契約は各々継続するという事になればどうなるかですね。一応打切らないでそのままやられるのかですね。それから5目の負担金であります。154ドルの増になっておりますが、こつちに掲げられてある11団体のどの団体が増になるのかですね、そのいわゆる具体的な御説明をお願いいたします。

助 役～退職給与金については職員の方は3名を想定しております。それから区長については、区長制度の廃止に伴う分について計画してある訳でございます。これから継続の分については、別に考慮してありません。

4 番～何名でありますか。継続してそのままやる方は。

助 役～11名になっております。それから負担金の増につきましては、中部振興会の方においては、そう変りはございません。それから下の各種事務研修会も同じでございますが、神福市町村会の方の負担の方が増えておる訳でございます。

4 番～154ドルそのまま増えておる訳ですか。

助 役～はい。結局はこの方は先議会の方でもありました様に事務局は給与改正の整備にあるんじゃないかと思っておりますが、詳しいことは後で市町村会の方に問い合せてお答えいたします。

4 番～各市町村への負担する所の相手の方から要求される場合には確かに増えている分に対しては、どういつた面に増えたんだというこの説明がなされると思いますが、只向こうの要求がこれだけだから、全線内装については聞かないで、これだけ請求されたんだといった様な考えであるかどうか。

助 役～この方は市町村会の議会の方で新年度の予算の方が決断になっておりますので、向こうの決定によつて結局は構成団体である各市町村の方が計上する様になっております。

4 番～その場合に向こうの予算書とか、そういうのは全線見てない訳ですか。

助 役～来ております。

4 番～じゃそうすればどこにどういつたものが増えるということは、はっ

4 番～研修費については、一応は計画がないということで了解します。それから退職給与金の2,000であります。2,730ドルそれについての職員と市長何名であるかですね。或は今度の委託契約は各々継続するという事になればどうなるかですね。一応打切らないでそのままやられるのかですね。それから5目の負担金であります。154ドルの増になつておりますが、こつちに掲げられてある11団体のどの団体が増になるのかですね。そのいわゆる具体的な御説明をお願いいたします。

助 役～退職給与金については職員の方は3名を想定しております。それから区長については、区長制度の廃止に伴う分について計画してある訳でございます。これから継続の分については、別に考慮してありません。

4 番～何名でありますか。継続してそのままやる方は。

助 役～11名になつております。それから負担金の増につきましては、中部振興会の方においては、そう變りはありません。それから下の各種事務研修会も同じでございますが、沖縄市町村会の方の負担の方が増えておる訳でございます。

4 番～154ドルそのまま増えておる訳ですか。

助 役～はい。結局はこの方は先議会の方でもありました様に事務局は給与改正の経緯にあるんじゃないかと思つておりますが、詳しいことは後で市町村会の方に問い合せてお答えいたします。

4 番～各市町村への負担する所の相手の方から要求される場合には確かに増えている分に対しては、どういつた面に増えたんだというこの説明がなされると思いますが、只向こうの要求がこれだけだから、全然内容については聞かないで、これだけ請求されたんだといった様な考えであるかどうか。

助 役～この方は市町村会の総会の方で新年度の予算の方が決算になつておりますので、向こうの決定によつて結局は構成団体である各市町村の方が計上する様になつております。

4 番～その場合に向こうの予算書とか、そういうのは全然見てない訳ですか。

助 役～来ております。

4 番～じゃそうすればどこにどういつたものが増えるということは、はつ



きりいえるんじや。

助 役～はい

事務課長～この方が主として増えたのは、神島市町村会のいわゆる活動に、即ち会議費ですね。それと臨時会とか評議員会大会というふうな会議費において、約6,000ドル位増えています。それから事務費においては、職員給のいわゆる職員の整備と会計整備という面で事務費の方で2,000ドル。それに対して結局諸手当と、いわゆる市町村会の機構の整備という点と活動分野の増大というふうな2点から、一応需要が増えて来まして増になつたという事でありませう。

4 番～それから退職給与金に戻りますが、この区長の11名の退職金というのは区長制度の法的に廃止になるその月までであるのかですね。或は又事務委託契約が成立した所までであるのか。或は又これから委託契約をすることであるが、ある場合にこの法的にですねこの退職給与金そのものがですね、法的に該当するのであるかどうかですね。

助 役～退職給与金については、区長の方はその数字に表わしてありますのは、結局は旧制度の廃止に伴う分として計上してあります。又その後の続行については、法的には今の所いかない様になつて居ります。

4 番～そうすると区長制度の廃止されたのは昨年8月ですか。去年の8月までの分ですか。

助 役～去年の8月23日に公布なつておりますのですが、しかしその時に既に区長の職にあるのは、その区長の任期途中というふうになつておりますので、その任期の1番最終が今月の30日でありましてそれまでも含まれておるんです。

4 番～すでに区長という職はなくして、12月から宜野湾市においては、委託契約による所の執行がなされる。そうしますとこの任期そのものは委託契約をする。その時期までが任期だというふうにしてよろしうございますか、委託契約を成立したということになれば又12月までということになるんじやないか。

助 役～だから12月までの分として計上されておるんです。

4 番～じや今年の1月からは全然該当しないということですか。

助 役～該当するものもある。任期そのものが今月の6月30日で切れるのがありますので、これは結局

きりいえるんじや。

助 役～はい

総務課長～この方が主として増えたのは、神編市町村会のいわゆる活動に、即ち会議費ですね。それと臨時会とか評議員会大会というふうな会議費において、約6,000ドル位増えております。それから事務費においては、職員給のいわゆる職員の整備と会計整備という面で事務費の方で2,000ドル。それに対して結局諸手当と、いわゆる市町村会の機構の整備という点と活動分野の増大というふうな2点から、一応需要が増えて来まして増になつたという事であります。

4 番～それから退職給与金に戻りますが、この区長の11名の退職金というのは区長制度の法的に廃止になるその月までであるのかですね。或は又事務委託契約が成立した所までであるのか。或は又これから委託契約をすることであるが、ある場合にこの法的にですねこの退職給与金そのものがですね、法的に該当するのであるかどうかですね。

助 役～退職給与金については、区長の方はその数字に表わしてありますのは、結局は旧制度の廃止に伴う分として計上してあります。又その後の続行については、法的には今の所いかない様になつて居ります

4 番～そうすると区長制度の廃止されたのは昨年8月ですか。去年の8月までの分ですか。

助 役～去年の8月23日に公布なつておりますのですが、しかしその時に現に区長の職にあるのは、その区長の任期途中でいうふうになつておりますので、その任期の1番最終が今月の30日でありましてそれまでも含まれておるんです。

4 番～すでに区長という職はなくして、12月から宜野済市においては、委託契約による所の執行がなされる。そうしますとこの任期そのものは委託契約をする。その時期までが任期だというふうに解してよろしゆとございますか、委託契約を成立したということになれば又12月までということになるんじやないか。

助 役～だから12月までの分として計上されておるんです。

4 番～じや今年の1月からは全然該当しないということですか。

助 役～該当するものもある。任期そのものが今月の6月30日で切れるのがおりますので、これは結局



4 番～その任期というのはですね。委託契約をするまで、例えば12月にはですね、区長は全然なくなつたから、そして今度は今までの身分は全然なくなつて、区長という身分は委託契約することによつてですね。実質的にはなくなると、もち論法的には、既に前になくなつていますか。委託契約をする。その成立すればですね。合意のもとにこれから契約はなされると思うんですよ。

助 役～これは合意になされば様が、合意でなからうがですね、結局は区長制度の廃止に伴うものとしてですね、契約そのものが合意であるから合意ないからという何んでですね、退職給与金に関係して来るものではございません。

4 番～だから委託契約を締結するそのまれば区長の任期ということになりませんか。

助 役～本市においては実際上はそうなつておりますですが、しかし法的にいつたらあながちそうとはいえない訳でございます。

5 番～~~簡~~定資産評価員の8節について質問致します。報償費200ドル。~~簡~~定資産税の賦課徴収の執行状況は今までの答弁などからいたしまして、又すでに市長も認められている様にいわゆる不成就であることは、すでに御承知の通りであります。この現状をあるべきすがたまで持つていかなくちやいかないはずであります。市長は前の答弁におきまして、現在の様ないわゆる不都合な状態も理由の1つとして補助員が得えられなかつたことを上げております。そこでこの報償費200ドルは補助員の手当となつておりますが、説明資料によりますと、2ドルの20人の5日分と云うことになつております。これを1人にさせた場合、最初に勘案いたしますと1人で102時間の仕事をするための費用になります。これだけの費用では果して簡定資産の賦課徴収の、いわゆる執行状況があるべきすがたまで持つて行くに充分なる費用という考えで、これだけ計上された訳ですか。

財政課長～去年と比較しますと相当増えておりますが、今度これの補助員の手当と申しますのは2～3年前から現在の等級による評価はあんまり、適当でないという様な面がありましたので、去年でもつて宅地にあつては15段階に分けて、他の評価をしようというふうに考えておりましたが、それを使わなかつたと申しますのは政府が今度家屋の評価基準表見たいな所の表を作つて、それにはめて各市町村は評価すべきであるというふうな何んでありますので、今度来年3～4月頃になると思うんですが、その時になつて各20区に分けられますので、各区から1人位の補助員というふうな組織を持ちまして評価員の補助員として家屋兼土地の評価に当つてもらおうという

様な表になつております。

5 番～今の説明は私の質問に対する答弁にはなっておりません。私の質問は、これだけの計上費でつまり課税客に対する評価調査の作業が充分になされて、そしてあるべきすがたまで執行状態を持つて行くことが出来ますかを聞いております。先は課長は何を聞いていましたか。趣旨はよくわかつておりますが、果して今の固定資産税に関する執行状況を改善するに市長としては、これで充分だというお考えですか。これを私の質問であります。もしも又この来期の予算の決算期になつても、滞納固定資産税があつて、何故ですかと聞かれた場合に人手が足らなかつたからということじゃいけませんから、こういう点を考慮の上十分に検討の上、この200ドルを計上されておる訳でありますか。それとも一応この私の質問に説明、とにかく現状はどうしてもこれで充分である。まあまあという所じゃない事はすでに市長も認めておるのは事実であります。そこでどうしてもこれは改善しあるべきすがたまで改善しなくちゃいかない訳であります。そのためにこれだけの費用があればいいですが、私の質問点であります。

財政課長～充分だとは考えられませんが、これ位が適当であるというふうな考えであります。

5 番～まあという所までは持つて行けるに充分だという訳ですね。しからはお聞きいたしますが、これは今後建物、土地、いわゆる課税客体全物件を評価調査をなしとげるという前提での経費ですか。

財政課長～そうです。今までに主に取り上げられました大きな仕事が土地の評価であります。

5 番～ですからそのことは一部も汲さないで建物、土地、その他いわゆる課税客体をはあくするための評価調査、それを来期の年度中において、その費用で全部やりとげられるというふうなお考えである訳ですね。

財政課長～そうです。評価についての事です。

5 番～評価だけじゃなくて固定資産台帳そのものも新年度中に全部整理される見透がありますか。

財政課長～台帳の作成ですか。

5 番～いや、もしでずねやろうと思つた場合にということはお出来ないかも知らんという裏があります。やろうと思つたやなくて是非やろう所までいえない訳ですか。

様な表になつております。

5 番～今の説明は私の質問に対する答弁にはなつておりません。私の質問は、これだけの計上費でつまり課税客体に対する評価調査の作業が充分になされて、そしてあるべきすがたまで執行状態を持つて行くことが出来ますかを聞いております。先は課長は何を聞いていましたか。趣旨はよくわかつておりますが、果して今の固定資産税に關する執行状況を改善するに市長としては、これで充分だというお考えですか。これを私の質問であります。もしも又この米期の予算の決算期になつても、滞納固定資産税があつて、何故ですかと聞かれた場合に人手が足らなかつたからということじやいけませんから、こういう点を考慮の上十分に検討の上、この200ドルを計上されてある訳でありますか。それとも一応この私の質問に説明。とにかく現状はどうしてもこれで充分である。まあまあという所じやない事はすでに市長も認めておるのは事実であります。そこでどうしてもこれは改善しあるべきすがたまで改善しなくちやいかない訳であります。そのためにこれだけの費用があればいいですが、私の質問点であります。

財政課長～充分だとは考えられませんが、これ位が適当であるというふうな考えであります。

5 番～まあという所までは持つて行けるに充分だという訳ですね。しからばお聞きいたしますが、これは今後建物、土地、いわゆる課税客体全物件を評価調査をなしとげるという前提での経費ですか。

財政課長～そうです。今までに主に取り上げられました大きな仕事が土地の評価であります。

5 番～ですからそのことは一部も残さないう建物、土地、その他いわゆる課税客体をはあくするための評価調査、それを来期の年度中において、その費用で全部やりとげられるというふうなお考えである訳ですね。

財政課長～そうです。評価についてのです。

5 番～評価だけじゃなくて固定資産台帳そのものも新年歳度中に全部整理される見通がありますか。

財政課長～台帳の作成ですか。

5 番～いや、もしですねやろうと思つた場合にということはお出来ないかも知らんという裏があります。やろうと思ふじやなくて是非やるといふ所までいえない訳ですか。

財政課長～是非やることにしております。

5 番～私がそこまでつ込んでお聞きいたしますのは、今の様な当局としての答弁が答弁せざるを得ない理由が必要経費が少ないならばというふうな理由じやないかということをご懸念して質問している訳でございます。別に大体訂正された費用で、まあまあという所までは持つていく可能性はある訳ですな。

財政課長～はい。

1.6 番～管轄費の中の委託料とは何んですか。

警務課長～白ありく除のものです。

1.6 番～未びの方でも出ますけれども、5ヶ年なつた庁舎の塗装ということが考えられなかつたかどうか。5ヶ年間ペンキも塗りかえないで現在のままですけど、塗装費について考えなかつたかどうか。

警務課長～大変結構な御意見だと思っておりますが、対外的においても、そのすがたを整備するという事は大変必要だと思っておりますが、現在の庁舎の現状からいたしますと、白ありが大分でている状態でございますので、今年度は、本年所要額をしておいて次に塗装の面は考慮して行きたいというふうなつもりであります。

3 番～予算の中に市昇格の一周年記念事業が計画されてない様だが、これは考えてないかどうか。これは一周年或は5周年というのは、これは是非やらなければいかん行事だといふわれているんですが、そういうものは計画してないかどうかですね。

助 役～この方は数字上に表わしてございませんですが、市長の施政方針の発表の場合にふれておりました。

議 長～第3款の消防費の質疑に入ります。

1.9 番～お尋ねいたします。人員にして課長・副課長合せて9名。その中にこの宿直と日直の手当というのが組まれておりますけれども、この日直・宿直のいわゆる算定の基礎と同時にどういふふうな具合で、日直もして行くのか。当然屋夜勤務交代ということになれば、自から日直というものは要らないんじやないかと考えられますけれどもその次に特殊勤務手当の内容について、被服は貸与であるのか。支給であるのか。9人分の620ドルということになれば、68,89となりますけれども、その内容について、以上お伺いいたします。

警務課長～御説明申し上げます。この日直の算定の基礎であります。これ

財政課長～是非やることにしております。

5 番～私がそこまでつ込んでお聞きいたしますのは、今の様な当局としての答弁が答弁せざるを得ない理由が必要経費が少ないならばというふうな理由じゃないかということ懸念して質問している訳でございます。別に大体訂正された費用で、まあまあという所までは持つていく可能性がある訳ですな。

財政課長～はい。

16 番～営繕費の中の委託料とは何んですか。

総務課長～白ありく除のものです。

16 番～未びの方でも出ますけれども、5ヶ年なつた庁舎の塗装ということが考えられなかつたかどうか。5ヶ年間ペンキも塗りかえないで現在のままですけど、塗装費について考えなかつたかどうか。

総務課長～大変結構な御意見だと思っておりますが、対外的においても、そのすがたを盛備するという事は大変必要だと思っておりますが、現在の庁舎の実状からいたしますと、白ありが大分でている状態でございますので、今年度は、本年度要望をしておいて次に塗装の面は考慮して行きたいというふうなつもりであります。

3 番～予算の中に市昇格の一周年記念事業が計画されてない様だが、これは考えてないかどうか。これは一周年或は5周年というのは、これは是非やらなければいかん行事だといざわれているんですが、そういうものは計画してないかどうかですね。

助 役～この方は数字上に表わしてございませんですが、市長の施政方針の発表の場合にふれておりました。

議 長～第3款の消防費の質疑に入ります。

19 番～お尋ねいたします。人員にして團長、副團長合せて9名。その中にこの宿直と日直の手当というのが組まれておりますけれども、この日直、宿直のいわゆる算定の基礎と同時にどういうふうな具合で、日直もして行くのか。当然昼夜勤務交代ということになれば、自から日直というものは要らないんじゃないかと考えられますけれどもその次に特殊勤務手当の内容について、被服は貸与であるのか。支給であるのか。9人分の620ドルということになれば、68,89となりますけれども、その内容について、以上お伺いいたします。

総務課長～御説明申し上げます。この日直の積算の基礎であります。これ



は一年の総日数と、それから日直は日曜日、休日、それから土曜  
 日これだけの通算した日数であります。各々日額1人0.50セントの  
 単価にしまして、その人員の日数の積算額がこれだけになります。  
 それから勤務のことでありますが、これは消防条例を検討する場  
 合も相当慎重にされて1番条例制定の根幹をなす所の御対象にな  
 っておりますが、というはいろいろ部類とかそういう規模の大き  
 い所において完全に半交代制を採用しております。ということ  
 は半休でもつて活動する能力を有する体力をやしなう意味から、そ  
 の倍をいわゆる採用しまして、半交代制にしてあるというふうな  
 こととございまして、こちらの場合にはいわゆる予算の府庫の關係  
 とか或はその値の将来何から検討いたしますと、一挙に半交代  
 制という勤務採用までもつて行くのは、ちよつと不可能であるとい  
 うことで、現在は半交代制じやなくて日中は全部勤務。そして夜  
 間は特殊勤務に持つて行きたいと、この当局の振替りには吏員の9  
 名と、それから第2常備隊それから第3常備隊というのがございま  
 すが、この第2常備隊の10名それから今度常勤が9名、19名  
 でもつていわゆる交代制で勤務させるといふような方法でしてあり  
 ます。それから今度は特殊勤務手当であります。これは消防条例  
 にもございましていわゆる突撃勤務に當る場合には危険をとも  
 ないません。それで現在の条例で危険を1つの特殊勤務だといふ  
 ことになつておりますので、そくにいう出張手当がこの特殊勤務  
 になつております。それから被服の方は現在の場合とこれは貸与で  
 あります。

19番～この620ドルという金額です。給与の単位になつた場合に約68.  
 89セントになりますけれども、どういつた程度の被服であるかです  
 ね。

消防課長～これはこの中で200ドルはこの防火服。この方は消防の勤務で1  
 番次に近い所に勤務するいわゆるつつさきの所。この方に各々の車  
 に2名ずついますが、その場合の被服はいわゆる不燃性の鉄かぶと  
 からずつと下までの服がございまして、これを想定して200ドル。  
 これは50ドルします。それの4名分。それからその他の額は被服費  
 が1人10ドル。これは夏、冬を想定しております。1人平均10ドルに  
 しての金額であります。それから今度はそれ以外にこのヘルメット  
 。この普天間の火災で消防隊の方がヘルメットをかぶつてなかつた  
 ために火災が発生する場合にカワラがほんばんとんでしまつた  
 のカワラがとんで来た何でちよつとこの肩間の方をばがしました  
 非常に危険であると。それで出動する職員には全部ヘルメットをか  
 ぶさせるというふうな、そういう今先話した内容のとおりです。

19番～もう一辺お伺いいたします。同じく被服費の修繕費でございまして  
 800ドルとその他100ドル計900ドルとなつておりますが、その概

は一年の総日数と、それから日直は日曜日・休日・それから土曜日これだけの通算した日数であります。各々日額1人0,50セントの単価にしまして、その人員の日数の積算額がこれだけになります。それから勤務のことありますが、これは消防団条例を検討する場合も相当慎重にされて1番条例制定の根幹をなす所の審議対象になさっておりますが、というのはいろいろ那覇とかそういう規模の大きい所においては完全に半教交代制を採用しております。ということは半休でもつて活動する能力を有する体力をやしなう意味から、その倍をいわゆる採用しまして、半教交代制にしてあるというふうなことでございますが、こちらの場合にはいわゆる予算の財源の関係とか或はその他の将来の何から検討いたしますと、一挙に半教交代制という勤務採用でもつて行くのは、ちよつと不可能であるという事で、現在は半教交代制じゃなくて日中は全部勤務。そして夜間は特殊勤務に持つて行きたいと、この当分の振り割りには員員の9名と、それから第2常備隊それから第3常備隊というのがございまして、この第2常備隊の10名それから今度は常勤が9名、19名でもつていわゆる交代制で勤務させるといふような方法でしております。それから今度は特殊勤務手当であります。これは消防条例にもございました様にいわゆる突発活動に当る場合には危険をともないます。それで現在の条例で危険を1つの特殊勤務だといふようなことになっておりますので、ぞくにいう出張手当がこの特殊勤務になっております。それから被服の方は現在の場合これは貸与であります。

19番～この620ドルという金額ですね。給与の単位になつた場合に約68.89セントになりますけれども、どういつた程度の被服であるかですね。

総務課長～これはこの中で200ドルはこの防火服。この方は消防の勤務で1番火に近い所に勤務するいわゆるつつさきの所。この方に各々の車に2名ずついますが、その場合の被服はいわゆる不燃性の鉄かぶとからずつと下までの服がございまして、これを想定して200ドル。これは50ドルします。その4名分。それからその他の額は被服費が1人10ドル。これは夏・冬を想定であります。1人平均10ドルにしての金額であります。それから今度はそれ以外にこのヘルメット。この普天間の火災で消防隊の方がヘルメットをかぶつてなかつたために火災が発生する場合にカワラがぼんぼんとんでしまうと。そのカワラがとんで来た何でちよつとこの間の方をけがしましたが非常に危険であると。それで出動する団員には全部ヘルメットをかぶせるといふような、そういう今先話した内容のとおりであります。

19番～もう一辺お伺いいたします。同じく需要費の修繕費でございまして800ドルとその他100ドル計900ドルとなつておりますが、その概

略について、それから工具50ドルとありますけれども、工具50ドルというのは消防用の工具の中で如何ような工具であるか。

総務課長～現在車両の方が4台ありますが、普通の車両と違まして消防車の場合には常にいわゆる修繕が必要であると。又相當の故障などもすぐ修繕をしなければいけないという訳であります。そしてこの車両検査の場合にも特殊車両でありますので、非常にこの調査も厳密であるというふうなことから、一台200ドル平均を計上してあります。その他のことについては、その車以外の被害を要するものの修繕費であります。

19番～工具ですれ、50ドルといえば相當量の工具だと思ふんですが、

総務課長～この工具は現在あの消防車の場合には是非1台に1個の工具が必要だと、と申し上げますのは出勤して出ていつてから、その車は自発的に、そして暴走活動をする、1人が今水かけておれば、1人は水くみに行く。そういうふうな何んでもありますので、その車に常時工具は乗せておかなければいかん。途中で故障した場合にはその工具ですぐ処置できる様にということで現在新車の分と、それから大型車1台分の工具しかとさしませんので、あの2台分の一式の工具であります。普通の車両をある程度自発的に修繕出来る様な工具その一通りのものをそろえると、各車両に分配する意味のものであります。

19番～これは1台各について50ドルということですか。～～そうです。

それからその次に200ドルの修繕費が計上してあります。新車も全部合めての200ドル、平均という意味ですか。

総務課長～新車も含めておりますが、この場合には新車でありますので、その他の車両ほどは必要とはしないと思ひますけれども、しかし現在においては、検査とかそういうこともありますので、そういうことも含めて計上してあります。

19番～大体車両整備と思ひますが、どういつたふうなのが予想されますか200ドルというのは大きい額と思ひますので。

総務課長～消防車の場合に非常に何んでもとさいます。今1つ予想されるのが、1番古い消防車この場合にはいわゆるボデーですが、タフクの600万ロンの水をとるタフクが乗っておりませんが、車体がやぶつておると、今満載して出勤しますと、相當ずれが来ておると、そういうなんでそれがもしタフクが落ちたら困るというふうなものが1つ想定されると、その他はボデーこのボデーでも普通の修理工場そういう所では出来ない特殊な機械でありますので、今申請でも

略について、それから工具50ドルとありますけれども、工具50ドルというのは消防用の工具の中で如何ような工具であるか。

総務課長～現在車両の方が4台ありますが、普通の車両と違いまして消防車の場合には常にいわゆる修繕が必要であると。又相当の故障などもすぐ修繕をしなければいけないという訳であります。そしてこの車両検査の場合にも特殊車両でありますので、非常にこの調査も厳密であるというふうなことから、一台200ドル平均を計上してあります。その他のことについては、その車以外の被害をどの程度の修繕費であります。

19番～工具ですね、50ドルといえば相当量の工具だと思っておりますが、

総務課長～この工具は現在あの消防車の場合には是非1台に1組の工具が必要だと、と申し上げますのは出動して出ていつてから、その車は自動的に、そして単独活動をする時、1人が今水かけておれば、1人は水くみに行く。そういうふうな何んでありますので、その車に常時工具は乗せておかなければいかん。途中で故障した場合にはその工具ですぐ処置できる様にということで現在新車の分と、それから大型車1台分の工具しかございませぬので、あの2台分の一式の工具であります。普通の車両をある程度自動的に修繕出来る様な工具その一通りのものをそろえると、各車両に分配する意味のものであります。

19番～これは1台各について50ドルということですか。～～そうです。それからその次に200ドルの修繕費が計上してありますか。新車も全部合せての200ドル、平均という意味ですか。

総務課長～新車も含めておりますが、この場合には新車でありますので、その他の車両ほどは必要とは思いませんけれども、しかし現在においては、検査とかそういうこともありますので、そういうことも合せて計上してあります。

19番～大体車両整備と思っておりますが、どういつたようなのが予想されますか200ドルというのは大きい額と思っておりますので。

総務課長～消防車の場合に非常に何んでございませぬが、今1つ予想されるのが、1番古い消防車この場合にはいわゆるポンプですな、タンクの600ガロンの水をとるタンクが乗っておりますが、車体がぐらついておると、今消載して出動しますと、相当ずれが来ておると、そういうんでそれがもしタンクが落ちたら困るというふうなものが1つ想定されると。その他はポンプこのポンプでも普通の修理工場をどの所では出来ない特殊な機械でありますので、今沖繩でも

2ヶ所しか消防ポンプの修理する所はございせんが、そういうポンプ・結局普通の車両見たいに修理を要する部分が相当あるというふうな事情であります。今回の水がいの場合に一応すいあげた役目は全部消防車がやりましたが、ずっと平時すいあげしますと、2台は故障しまして、2台ポンプの修理に回わしたということがありますが、以上から特殊車両の性質から見た大体の想定であります。

議長～暫休憩いたします。(午後4時59分)

議長～再開いたします。(午後5時)

4番～特殊勤務手当と、それから時間外勤務手当の問題でありますが、労働法でいう所のこの時間外勤務手当が支給されるということだと聞いていますが、完全にこの労働基準法の深夜勤務ですね、それを該当適用しての時間外勤務であるのかですね、それについて。

議課長～只今の件は出張。この危険手当というふうな何んでありますが、回数でこれは前皆様が警視して貰いた支給条列によつて回数で今度のは積算してあります。今までは日額でございまして、日額ということになりますと、これは妥当ではないということでは今回は回数にしてあります。回数になりますと、その特殊勤務については一応代償の支給がなされたというふうな状況でありまして、それからこの通常の特殊勤務にならない勤務。いわゆる行事とか、或は今度土曜日、日曜日或は時間外にどうしても通常消防業務の延長をすためのですね、延長させて消防業務につかさなけりやいかないという場合であつたんでございまして、その場合は時間外を支給すると、特殊勤務の場合には出勤の回数によつて支給するというふうな方法でやっております。

4番～私がいわんとするのは、労働法の深夜勤務の場合の手当ですね。2割五分増の手当を支給されておるか。その時間外の勤務或は特殊勤務の場合の深夜勤務の場合ですね。

議務課長～普通勤務の場合には支給されております。いわゆる普通の特殊勤務にならない場合の時間外、しかし今申し上げました特殊勤務の対象になる場合には、特殊勤務手当でもつて、これを補つておるといふようなこととあります。

4番～そうしますと、当然請求権が発生して来るといふことは命令権者によつて出勤してこの深夜勤務させた場合は労働法の請求権が中んてんが必ず私は出て来るといふふうな考えますが、出て来た場合にその深夜勤務の手当も支給するし尚又それに特殊勤務手当も支給するということになるのは重複すると、重複しないにしても深夜勤務手当の場合は、当然労働法でいう所の義務づけられておりますので

2ヶ所しか消防ポンプの修理する所はございませんが、そういうポンプ。結局普通の車両見たいに修理を要する部分が相当あるというふうな事情であります。今回の水がいの場合に一応すいあげた役目は全部消防車がやりましたが、ずっと常時すいあげしますと、2台故障しまして、2台ポンプの修理に回わしたということがありますが、以上から特殊車両の性質から見た大体の想定であります。

議長～暫休憩いたします。(午後4時59分)

議長～再開いたします。(午後5時)

- 4番～特殊勤務手当と、それから時間外勤務手当の問題でありますが、労働法でいう所のこの時間外勤務手当が支給されるということだと思っておりますが、完全にこの労働基準法の深夜勤務ですね、それを該当適用しての時間外勤務であるのかですね、それについて。

総課長～只今の件は出張。この危険手当というふうな何んでありますが、回数でこれは前皆様が審議して貰った支給条例によつて回数で今度は概算してあります。今までは日額でございましたが、日額ということになりますと、これは妥当ではないということで今回は回数にしてあります。回数になりますと、その特殊勤務については一応代償の支給がなされたというふうな状況でありまして、それからこの通常の特殊勤務にならない勤務。いわゆる行事とか、或は今度は土曜日、日曜日或は時間外にどうしても通常消防業務の延長をするためのですね、延長させて消防業務につかさなけりやいかないという場合であつたんでございます。その場合は時間外を支給すると。特殊勤務の場合には出勤の回数によつて支給するというふうな方法でやつております。

- 4番～私がいわんとするのは、労基法の深夜勤務の場合の手当ですね。2割五分増の手当を支給されておるか。その時間外の勤務或は特殊勤務の場合の深夜勤務の場合ですね、

総務課長～普通勤務の場合には支給されております。いわゆる普通の特殊勤務にならない場合の時間外、しかし今申し上げました特殊勤務の対象になる場合には、特殊勤務手当でもつて、これを補つておるといふようなことであります。

- 4番～そうしますと、当然請求権が発生して来るということは命令権者によつて出勤してこの深夜勤務をさせた場合は労基法の請求権がおんてんが必ず私は出て来るというふうに考えますが、出て来た場合にその深夜勤務の手当も支給するし尚又それに特殊勤務手当も支給するということになるのは重複すると、重複しないにしても深夜勤務手当の場合は、当然労基法でいう所の義務づけられておりますので

36  
特殊勤務が支給になつても私はいいんじゃないかというふうに考えますが、~~そ~~について。

総務課長～これは勤務その自体が危険を伴うものでありますので、特殊勤務を中心に支給するのが妥当じゃないかと思ひます。

4番～そうしますと今日は緊急面が発生した場合にどうするんですか、労基法上ですれ深夜勤務の場合の2割5分増のですね、手当を支給しなくちやいけないというこれは任命者のですね、義務になつておると思ひますが、その請求があつた場合にですね、支給しなくちやいけないと思ひますが、それについてお伺ひいたします。

総務課長～これは緊急の勤務の場合には先程も申し上げました様に普通は半夜交代制でありまして結局24時間勤務になつておりました、その24時間勤務で、その24時間勤務は休むというふうにして、24時間制の半夜交代制が取られておりますが、こちらの場合には、そうじゃなくて通常の日中勤務にすると、そして夜間は超過勤務にすると、そういうことが方法でやつておりました、只今の超過勤務ではなくて夜間出勤した場合のその出勤に対しての時間外勤務のことだと思ひます、だからその出勤が即ち危険手当として特殊勤務手当というふうなことで、一応代償は支給してありますので、差支えないんじゃないかと思ひております。

8番～需用費の内の光熱費の水道料金についてであります、これは消防庁舎のだけにあたる水道料であるか、それとも消火する時の水道料であるか、その次の手数料について汚物くみ取料120ドル計上されておりますね、常時隊員は9名であります、120ドルという、月に12ドルと、そうすると9名の常備員が1人当り1ドルのそういう汚物を~~汚~~浄化するという計算になるが、どういつた所の内容のこと、それからもう一つは負担金の200ドルの内、普天間地区消防協会に135ドル計上されております、それは例年消防協会に負担金として出ておりますが、前年といひゆるその現年度における負担金において、その協会から本市に対する利益、どの程度の負担金によつて利益があつたかどうかですね、それを御説明願ひます。

総務課長～第1点の光熱費であります、これは消防庁舎のいひゆる水道料金と、電気料というふうなことになるんですが、その水道料金の中はいひゆる火災に備う災害に必要とする水の場合のものは含まれておりません、これは上水道料金条制の適用を受けまして、災害防止に使用する場合には免除するといひゆるようなことになつておりますので例へば消火栓から使用するとき、そういうようなものは、含まれておりません、それから第2点の手数料であります、くみ取り手数料

特殊勤務が支給になつても私はいいんじゃないかというふうに考えますが、それについて。

総務課長～これは勤務その自体が危険を伴うものでありますので、特殊勤務を中心に支給するのが妥当じゃないかと思ひます。

4 番～そうしますと今度は緊急面が発生した場合にどうするんですか、労基法上ですね深夜勤務の場合の2割5分増のですね。手当を支給しなくちゃいけないというこれは任命者のですね、要務になつておると思ひますが、その請求があつた場合にですね、支給しなくちゃいけないと思うんですが、それについてお伺ひいたします。

総務課長～これは緊急の勤務の場合には先程も申し上げました様に普通は半數交代制でありまして結局24時間勤務になつておりまして、その24時間勤務で、その24時間勤務は休憩というふうにして、24時間制の半數交代制が取られておりますが、こちらの場合には、そうじゃなくて通常の日中勤務にすると、そして夜間は超過勤務に務めると、そういうことが方法でやつておりまして、只今の超過勤務ではなくて夜間出勤した場合のその出勤に對しての時間外勤務のことだと思ひます。だからその出勤が即ち危険手当として特殊勤務手当というふうなことで、一応代償は支給してありますので、差支えないんじゃないかと思つております。

8 番～備用費の内の光熱費の水道料金についてであります。これは消防庁舎のだけにあたる水道料であるか、それとも消火する時の水道料であるか、その次の手数料について汚物くみ取料120ドル計上されておりますね。常時隊員は9名であります。120ドルというと、月に12ドルと、そうすると9名の常備員が1人当たり1ドルのそのいつた汚物を排泄するという計算になるが、どういつた所の内容のことで、それからもう1つは負担金の200ドルの内、普天同地区消防協會に135ドル計上されております。それは例年消防協會に負担金として出てありますが、前年戻りいわゆるその現年度における負担金において、その協會から本市に對する利益、どの程度の負担金によつて利益があつたかまうかですね。それを御説明願ひます。

総務課長～第1点の光熱費であります。これは消防庁舎のいわゆる水道料金と、電気料というふうなことになりますが、その水道料金の中のいわゆる火災に使う災害に必要とする水の場合のものは含まれておりません。これは上水道料金条例の適用を受けまして、災害防止に使用する場合には免除するというふうなことになつておりますので例えば消火栓から使用するとか、そういうふうなものは、含まれておりません。それから第2点の手数料であります。くみ取り手数料



の方は一寸額については120ドル、この方は向うの施設でこの消防の場合にははいせつだけじゃなくて、この水を使用する場合がございます。この水の方は普通消防活動に出て行く場合、まゝくろになつて来ると、どうしてもゆゑみして暇かなければいけないというふうなことで、今までは各自活動から帰つて来るとぶる屋に行かせてやまつておりましたが、今回庁舎建築の場合にこの施設も作つておりましたので、結局そういうものから出て行く水等も何しまして、一応は各月に10ドルとか、1回にです。1回やらの何が出ている想定で何してございます。現在も大体これぐらいの何が消費されている様でありまして、それから第3点の負担の利益であります。この方では消防協会というものは各支部いわゆる警察天間警察地区消防協会でありまして、その協会のいわゆる警察局を中心として区内におけるためのいわゆる消防相互連絡協議、それから今度は区内における啓もう、防火活動の啓もう、そういうふうなのが大きな事になつておりますが、これは直接金銭的に還元するものじやなくて、その協会自体が今申し上げました住民に対する啓もう活動をする、或は今度は地区相互のいわゆる消防行政に対する改善策の打ち合わせをする、そういうふうな事が事業の主体になつておりますので、これは無形の利益という形にしかありませんので、直々というふうないのが具体的に利益になつていくということは、はつきりはいえない訳なんです。只申し上げておりますのは、いろいろの行事とか、そういう場合或は又今度は隊員の訓練、各市町村の消防隊員を毎年定期的に消防協会の方がいろいろ防止の研究、技術上の指導、そういうものをやつております。それで隊員の質の向上の面でも大きく何して来ると、いちいち市町村単独で研修の機会を持つということも出来ませんので、こういう面でも大奨励ですし、それから啓もうについても地区内全市町村が活動もしておりますので、住民がその協会に只受ける何するのには相当大きいものでないかと思つています。

8 番～利益という仲間一つの災害防止、そういう面のいわゆる住民には分らないと思つてですけど、単独の場合に一番その災害が前にもあつた訳なんです、その場に消防協会としましてはその消防訓練というもんに対して、一部隊単位や分隊員に消防訓練をやつた様なことも聞いております。だからそういう面も消防協会としては計画はされているでしょうが、そういう点を先も申しました様に市民にそういう様な目に見えない利益がある様に折衝してもらいたいそれからこの沖繩消防協会の65ドル、普天間地区消防協会に135ドルとなつておりますけれども、その分組の割当の基準です。ね、どういふような算定基準ですか、一応この隣接の西中城村、浦添、宜野湾市とが4ヶ市町村がその普天間地区消防協会の組織になつていゝんじゃないかなと思つてますが、それをお分りでしたらこの割当の算定の基準と各市町村の割当てられた額について御説明願います。

消防課長～一応御説明申し上げます。はつきりした各市町村の分てはござい

の方は一寸額については120ドル。この方は向うの施設でこの消防の場合にははいせつだけじやなくて、この水を使用する場合がございます。この水の方は普通消火活動に出て行く場合のまぐろになつて来ると、どうしてもゆあみして載かなければいけないというふうなことで、今までは各自活動から帰つて来るとよる屋に行かせてやつておりましたが、今回庁舎建築の場合にこの施設も作つておりますので、結局そういうものから出て行く水等も何しまして、一応は各月に10ドルとか、1回にですね。1回ぐらいの何が出る想定で何してございます。現在も大体これぐらいの何が消費されている様であります。それから第3点の負担金の利益であります。この方は消防協会というのは各支部いわゆる普天間警察地区の消防協会であります。その協会の方がいわゆる警察局を中心として災害防止のためのいわゆる消防相互連絡協議、それから今度は地区内における啓もう、防火活動の啓もう、そういうふうなのが大きな事業になつておりますが、これは直接金銭的に還元するものじやなくて、その協会自体が今申し上げました住民に対する啓もう活動をする。或は今度は地区相互のいわゆる消防行政に対する改善策の打合せをすると、そういうふうな事が事業の主体になつておりますので、これは無形の利益という形にしかありませんので、直ぐどういふふうなのが具体的に利益になつていふことは、はつきりはいえない訳なんです。只申し上げておりますのは、いろいろの行事とか、そういう場合或は又今度は隊員の訓練。各市町村の消防隊員を毎年定期的に消防協会の方がいろいろ防止の研究、技術上の指導そういうものをやつております。それで隊員の質の向上の面でも大きく何して来ると、いちいち市町村単独で研修の機会を持つということも出来ませんので、こういう面でも大変活発ですし、それから啓もうについても地区内全市町村が活動もしておりますので、住民がその協会に只受ける何するの相当大きいものでないかと思つています。

- 8 番～利益というと仲々1つの災害防止そういった面のいわゆる住民には分らないと思ふんですけど、単独の場合に1番その災害が前にもあつた訳なんです。その場に消防協会としましてはその消火訓練というもんに対して、一部落単位や分隊員に消火訓練をやつた様なことも聞いております。だからそういった面も消防協会としては計画はされているでしょうが、そういった点を先も申しました様に市民にそういった様な目に見えない利益がある様に折衝してもらいたいそれからこの沖繩消防協会の65ドル。普天間地区消防協会に135ドルとなつておりますけれども、その分担の割当の基準ですね。どういふような算定基準ですか。一応この隣接の両中城村・浦添・宜野湾市とが4ヶ市町村がその普天間地区消防協会の組織になつていふんじゃないかなと思ふんですが、それをお分りでしたらこの割当の算定の基準と各市町村の割当てられた額について御説明願います。

総務課長～一応御説明申し上げます。はつきりした各市町村の分ではござい

ませんが、大体今までの規定から致しますと宜野湾と、それから他の3市町村が大体管轄の状況は以ております。他の3村と宜野湾とというふうな額の割合になっております。算定の方は世帯単位でなされております。それから沖縄消防協会の何は人口600名に1人の隊員があるべきだとあるべきというよりは、それぐらいの構成がなされているというふうなことで本市の場合には50何名かの何が消防隊員の数だというふうなことで、その数に対して、いわゆる金額が割当てられるんだと、この方は沖縄消防協会の方はいわゆる全りゆ約な協会でありますので、実際の現地における活動というのは結局消防協会がやると、中央の方ではいわゆる各市町村の隊員の災害が出た場合のある程度の災害補償或は今度は意欲を高めるという意味で各市町村の隊員を褒しようしたり1番主な何は災害があつた場合に、この補償です。そういう面を全りゆ約な力で援助しようというふうなことがねらいになつております。算定は先申し上げました大体各市町村の人口600名を単位として1人ぐらいの隊員がある想定を負担であります。

5 番〜関連して質問いたします。負担金の2、消防協会に支出されておりますが、普天間地区消防協会について質問いたします。この協会の構成それから協会の運営方針を決定する機関の構成、それから負担金を負担する。宜野湾市当局と消防協会との関連、この3つを御説明願います。

議長〜その点につきましては、私が今の普天間地区の消防協会の長をしておりますので、私から現在まで知っている範囲内のことを説明します。協会の構成については、主にそれは監査官である所の警察署の警務課長が実際には主体になつていて、その他に各村の隊長が加わっております。議長並に市町村長が参与して消防協会の会員を構成してあります。その運営に当りましては、あくまでも予消防消防といわゆる消防機構の強化と、もう1つは各警察署管内の各1つの消防隊の勤務並びに訓練、隊員の訓練、隊の編成強化或は講習という一連の消防隊としての組織の監督という様な方法が採られております。もちろんその中には年に大体3回ぐらい集りがありますけれども、その集まりの中で1つもつとも話し合える問題は長から、支部のいわゆる活動方針を決定するのはもちろん最初の予算議会でありまして、その後その活動については各々支部でもって大体方法を取つて活動に入る訳であります。もちろん主体は各市町村の消防隊の幹事でありまして、特に本市においては、4ヶ市町村のもつとも重大な事なのでありますので、主に宜野湾の方にゆける負担が多くかかるという様になつております。しかしそれはあくまでも人口割でありますので、決して宜野湾市が大きいから或は市になつたからという意味はございません。特におんけいをこうむるのはもちろん他の市町村でありますけれども、もつともこれを強化するには宜野湾市は特に力を入れて行かなばやいかんと、こういう意気をもつて支部の方に

ませんが、大体今までの規定から致しますと宜野湾と、それから他の3市町村が大体普断の状況は以ております。他の3村と宜野湾とというふうな額の割合になつております。算定の方は世帯単位でなされております。それから沖縄消防協会の何は人口600名に1人の隊員があるべきだとあるべきというよりは、それぐらいの構成がなされているというふうなことで本市の場合には50何名かの何が消防隊員の数だというふうなことで、その数に対して、いわゆる金額が割当てられるんだと、この方は沖縄消防協会の方はいわゆる全りゆ的な協会でありますので、実際の現地における活動というのは結局消防協会がやると、中央の方ではいわゆる各市町村の隊員の災害が出た場合のある程度の災害補償或は今度は意欲を高めるという意味で各市町村の隊員を表しようしたり1番主な何は災害があつた場合に、この補償ですね。そういう面を全りゆ的な力で援助しようというふうなことがねらいになつております。算定は先申上げました大体各市町村の人口600名を単位として1人ぐらいの隊員がある想定を負担であります。

5 番～関連して質問いたします。負担金の2.消防協会に支出されておりますが、普天間地区消防協会について質問いたします。この協会の構成それから協会の運営方針を決定する機関の構成、それから負担金を負担する。宜野湾市当局と消防協会との関連、この3つを御説明願います。

議長～その点につきましては、私が今の普天間地区の消防協会の長をしておりますので、私から現在まで知つている範囲のことを説明します。協会の構成については、主にそれは監査官である所の警察署の総務課長が実際には主体になつている、その他に各村の議長が加めいしてあります。議長並に市町村長が参与して消防協会の会員を構成してあります。その運営に当りましては、あくまでも予備消防といわゆる消防機構の強化と、もう1つは各警察署管内の各1つの消防隊の勤務並びに訓練、隊員の訓練、隊の編成強化或は講習という一連の消防隊としての組織の監督という様な方法が講じられております。もち論その中には年に大体3回ぐらい集りがありますけれども、その集ます中で1つもつとも話し合える問題は長から、支部のいわゆる活動方針を決定するのはもち論最初の予算議会でありませぬ。その後その活動については各々支部でもつて大体方法を取つて活動に入る訳であります。もち論主体は各市村の消防隊の幹事でありませぬ、特に本市においては4ヶ市町村のもつとも重大な事なのでありますので、主に宜野湾の方にあらゆる負担が多くかかるという様になつております。しかしそれはあくまでも人口割でありませぬので、決して宜野湾市が大きいから或は市になつたからという意味じゃありません。特におんけいをこうむるのはもち論他の市町村でありますけれども、もつともこれを強化するには宜野湾市は特に力を入れて行かなばいかんと。こういう意をもち支那の方に

は入っております。しかしこれは主体はあくまでも監督管庁である所の警察の方が全部一括してやつておられます。よつて警察のその中に消防関係の書記をおいてあります。そこですべてが運用されております。

5 番～私がお聞きしておりますのは、普天間地区消防協会の内容はどうい団体によつて構成されているかということですか。

議長～今の普天間地区警察署の管轄範囲です。

5 番～警察署の管轄所と同じ様に組織されている訳ですか。その場合もち協会は協会としての目的があつての存在だと思ふんですが、その場合のいわゆる運営方針をたてる場合の決定、いわゆる機関ですかそれはだれがやるんですか。

議長～役員、幹部がおります。各市町村の長、議長とそれから消防団長です。

5 番～はいわかりました。

19 番～宜野湾をはるかに上回ると思ふんですが、この算定基準そのものがはたして適切なるものだとはいふ考えられませんが。

勤務課長～これは厳密にいつて半々じゃなくて、半々に近い意味でございます。大体今税が2万～3千それから両中城で約1万4～5千ということになりますので、宜野湾よりは大きい訳であります。厳密に数かしますと、或は6：4位に行くんじゃないかと、しかし普通の何だかでもにしても大体宜野湾と他の3ヶ村というふうな御想定をしておかれては悪くない訳です。

議長～暫休憩いたします。(午後5時26分)

議長～午後5時35分(再開いたします)

12 番～団長以下9名の役員がある訳でございますが、日直の4名、夜直に4名ずつ当てた場合に10時間勤務する訳でございますが、労働基準法からして8時間以上の勤務は出来ないとことになっておりますが、その辺の御説明をお願いいたします。

勤務課長～これは12時間じゃございません。日直勤務はいわゆる普通の公務員みたいに午前8時から午後5時まで、この5時からよく日の朝までが当直が勤務するというふうな意味であります。

12 番～常時これは7名おるんですか。

は入っております。しかしこれは主体はあくまでも監督管庁である所の警察の方が全部一括してやつておられます。よつて警察のその中に消防関係の書記をおいてあります。そこですべてが運用されております。

5 番～私がお聞きしておりますのは、普天間地区消防協会の内容はどうい団体によつて構成されているかということです。

議長～今の普天間地区警察署の管轄範囲です。

5 番～警察署の管轄所と同じ様に組織されている訳ですな。その場合もち論協会は協会としての目的があつての存在だと思ふんですが、その場合のいわゆる運営方針をたてる場合の決定。いわゆる機関ですなそれはだれがやるんですか。

議長～

役員・幹部がおります。各市町村の長・議長とそれから消防団長です。

5 番～はいわかりました。

19 番～宜野湾をはるかに上回ると思ふんですが、この算定基礎そのものがはたして適切なるものだとはいふ考えられません。

総務課長～これは厳密にいつて半々じゃなくて、半々に近い意味でございます。大体今税が2万～3千それから両中城で約1万4～5千ということになりますので、宜野湾よりは大きい訳であります。厳密に数からしますと、或は6：4位に行くんじゃないかと、しかし普通の何村でもにしても大体宜野湾と他の3ヶ村というふうな御想定をしておかれでは難はない訳です。

議長～暫休憩いたします。(午後5時26分)

議長～午後5時35分(再開いたします)

12 番～団長以下9名の吏員がある訳でございますが、日直の4名、宿直に4名ずつ当てた場合に10時間勤務する訳でございますが、労働基準法からして8時間以上の勤務は出来ないということになっておりますが、その辺の御説明をお願いいたします。

総務課長～これは12時間じやございません。日直勤務はいわゆる普通の公務員みたいに午前8時から午後5時まで、この5時からよく日の朝までが当直が勤務するというふうな意味であります。

12 番～常時これは7名おるんですか。

事務課長～いや、日雇は結局全部おる訳です、そして夜間は4名と。

1 番～現年度において施設費が廃項になっておりますが、どういう理由でこれを廃項にしたか、消火栓の施設は重要な施設の一部に入るものと思われませんが、そういった御計画はないかどうか。

事務課長～この施設費を廃項にしてありますのは、いわゆる施設費庁舎の建築そういう物が1通り終つておりますので、新にそういう施設の設置というのは考えられないということで廃項にしてありますが、今おっしゃる消火栓とか、そういうものは、これは水道事業の1つの付帯施設でありますので、現在までの消火栓の設置は他の事業中で計上しております。

10番～道路維持費の修繕費は大体どちらを予定されておりますか。

建設課長～修繕費の方でございますが、この修繕は従来全地域にわたつて、従来の道路を石粉補装を、それを年2回にやつて実施しております。今年も従来と同様に、旧道路の修理、補修そういう面に実施したいと思ひます。

10番～2～3日前新城から陳情がありましたあの恒久的な工事もこの中からされますか。

建設課長～現年度においては、特にグレーター、ウルトナーの整備が充分に行き届いて来ますので、それで新城地内の道路の補修工事には、その重機を持って当てがえて、後の土面の補修というのはこの維持修繕費から当てる訳であります。

10番～だから今の項目から当てられる訳ですね。

建設課長～そうでございます。

10番～この中にそういうお考えであるならば、この中に新城地域ということを加して取いませんか。

建設課長～これは工事費として、実際に進むべきものであるかと、どうかという問題もありますので、一応は当局といたしましては、全面的な補修という中で特に重機を使用して重点的にやると、それにある程度石粉を加味して充分な補修をやりたいとこう考えております。

10番～だからどうせやる地域ならば、いわゆるこれだけ全部という私の意味ではありません、その名称をうたつて、その値というふうに出さないもんか。

総務課長～いや、日屋は結局全部おる訳です。そして夜間は4名と。

1 番～現年度において施設費が廃項になつておりますが、どういう理由でこれを廃項にしたか。消火栓の施設は重要な施設の一部に入るものと思われませんが、そういった御計画はないかどうか。

総務課長～この施設費を廃項にしてありますのは、いわゆる施設費庁舎の建築そういうものが1通り終つておりますので、新にそういう施設の設置というのは考えられないということで廃項にしてありますが、今おつしやる消火栓とか、そういうものは、これは水道事業の1つの付帯事業施設でありますので、現在までの消火栓の設置は他の事業中で計上しております。

10番～道路維持費の修繕費は大体どちらを予定されておりますか。

建設課長～修繕費の方でございますが、この修繕は従来全地域にわたつて、従来の道路を石粉補装を、それを年2回にやつて突施しております。今年も従来と同様に、旧道路の修理・補修そういう面に突施したいと思ひます。

10番～2～3日前新城から陳情がありましたあの恒久的な工事もこの中からされますか。

建設課長～現年度においては、特にグレーター・フルトナーの整備が充分に行き届いて来ますので、それで新城地内の道路の補修工事には、その重機を持つて当てがえて、後の土面の補修というのはこの維持修繕費から当てる積りであります。

10番～だから今の項目から当てられる訳ですね。

建設課長～そうでございます。

10番～この中にそういうお考えであるならば、この中に新城地域ということを加えて載りませんか。

建設課長～これは工事費として、実際に組むべきもんであるかと、どうかという問題もありますので、一応は当局といたしましては、全面的な補修という中で特に重機を使用して重点的にやると、それにある程度石粉を加味して充分な補修をやりたいとこう考えております。

10番～だからどうせやる地域ならば、いわゆるこれだけ全部という私の意味ではありません。その名称をうたつて、その他というふうに来ないもんか。



建設課長～ごもつともの御説明でございますが、これは今回上程された議案第5号にもございましたが、その趣旨にそつて役所としては住民の意思にそつう様にやりたいと考えます。

10番～今日は市長さんも用事で出ておられますので、ゆつくりお話し合いなされて是非加入して歌く様に御要望申し上げます。

5番～2目の長田地区の農道改修工事費について質問いたします。この予定された農道は改修工事について幅員と長さ、それから現状はどういう状態にありますか、その辺の説明をお願いします。

建設課長～長田の農道工事でございますが、この工事は長田地区の長田南上原地点の政府道路のつけ根から約200米位、長田地区の道路の位置でございます。この位置は5号線にそつた所の長田地区、南上原地点のこの入口の手前から東側に200米行つた所に入口がございます。それから約300米奥へ入りまして、そこがいくらか坂になつてカーブになつております。それから東側に向つて愛知中央線、これは農道でございますが、愛知に通ずる道路でございます。それもそれと結ぶ200米の距離の間でございます。それで幅員は現在4米を予定しております。

5番～これはそうすると幅員もそのままですか。

建設課長～これは実際は現在の道路は非常に農道としては小さいんでございますが、今回やる場合は4米を大体基準にしていきたいと思つております。

5番～この4,000ドルは今説明されました工事の工事費の見積りでありませうか、又大対の見積りでありませうか。

建設課長～これは政府としてある程度調査しまして、それで見込んだもんでございます。

5番～普通の工事見積りをやる場合の方式によつての見積りでありませうかこれはいわゆる予想額でありませうか。

建設課長～土木の設計にあたりましては、2通りの見方がございまして、一応土木においては、概算というふうな言葉を使つておりますが、この概算見積りというものは、従来の工事のありかた、それから現在までの突進とか経験によりまして大体固面にアウトラインだけを引きまして、それで概算するんでございまして、それが今の概算見積りでございます。それから突進、設計となりますと、多少は違つて来ますけれども、これは突進に測定をして幅員を打つて、それで工事費を精確に計算します。それが突進設計になるんでございまして、

建設課長～ともつともの御説明でございますが、これは今回上程された議案第5号にもございましたが、その趣旨にそつて役所としては住民の意思にそつ様にやりたいと考えます。

10番～今日は市長さんも用事で出ておられますので、ゆつくりお話し合いなされて是非加入して載く様に御要望申しあげます。

5番～2目の長田地区の農道改修工事費について質問いたします。この予定された農道は改修工事について幅員と長さ、それから現状はどのような状態でありますか。その辺の説明をお願いします。

建設課長～長田の農道工事でございますが、この工事は長田地区の長田南上原地点の政府道路のつけ根から約200米位、長田地区の道路の位置でございます。この位置は5号線にそつた所の長田地区、南上原地点のこの入口の手前から東側に200米行つた所に入口がございます。それから約300米奥へ入りまして、そこがいくらか坂になつてカーブになつております。それから東側に向つて愛知中央線、これは農道でございますが、愛知に通ずる道路でございます。それもそれと結ぶ200米の距離の間でございます。それで幅員は現在4米を予定しております。

5番～これはそうすると幅員もそのままですか。

建設課長～これは実際は現在の道路は非常に農道としては小さいんでございますが、今度やる場合は4米を大体基準にしていきたいと思つております。

5番～この4,000ドルは今説明なされました工事の工事費の見積りでありますか。又大対の見通しでありますか。

建設課長～これは政府としてある程度調査しまして、そつて見込んだもんでございます。

5番～普通の工事見積りをやる場合の方式によつての見積りでありますか。これはいわゆる予想額でありますか。

建設課長～土木の設計にあたりましては、2通りの見方がございまして、一応土木においては、概算というふうな言葉を使つておりますが、この概算見積りというものは、従来の工事のありかた、それから現在までの実績とか経験によりまして大体図面にアウトラインだけを引きまして、それで概算する訳でございます。それが今の概算見積りでございます。それから実施設計となりますと、多少は違つて来ますけれども、これは実際に測量をして幅員を打つて、それで工事費を精確に計算します。それが実施設計になる訳でございます。

5 番～結局その農道工事を請負させることになっておりますが、請負させるからには、当局において、工事費の見積の出されていなくちやいかないはずであります。その予定されている道路改修工事費の見積は出来ておりますか。

建設課長～これは未だでございませう。

5 番～そうすると、予算編成の場合に上司にいわゆる要求の段階があるはずであります。予算要求で、その場合にはやはり4,000ドル位といった様な想定での要求ですか。見積によると、こうなっておりますというふうに、いわゆるこの内訳資料をそろえての要求の方法を取りましたか。

建設課長～それはやっぱり現地に行つて調査し、<sup>#</sup>マープを持って行きますからこれには布設。どういふ布設をすべきだということまで大体この概算を組んで記入されております。

5 番～すでに今まで実施された他のそういうふうな類似な道路工事を参考にして概算を押えたということになる訳ですね。

建設課長～これは今までの実績を基本にしてやつております。

5 番～はいはかりました。

3 番～1項の借料の方でございませうが、現年度で2,240ドル組まれておりますが、その執行状況はどうなっておりますか。

建設課長～お答えいたします。借料及び損料でございませうが、これは事実上道路の補修が相当多い関係で不足がちでございませう。

3 番～今後市の助みやくである所の道路という面に、今後大きな関心を持たなければいけませんが、せめて課長さんは今ブルトーザとグレーラーはあるわけでありませうが、それにシャボとローラが必要だと思ふんですが、それについて上司に対しては、その購入方を何かお計りしたことがあるかどうかですね、我々としてはローラと或はシャボ位は是非必要で、ローラーがなかつたら道路の補修という面で相当困るんじゃないかということをお考へておりますが、いつまでも人のものを借りるよりは市でもつた方がいいと思ふんですが、その点何か考へたことがあるかどうかですね。

建設課長～この件につきましては、さしあたりシャボが必要だということはお申しあげております。というのはローラーもシャボもということになると多額な金額にもなりますので、どうしてもシャボは必要だとそれで石粉を沢山出してそれで需要をみたすという限で、上司の方

5 番～結局その農道工事を請負させることになつておりますが、請負させるからには、当局において、工事費の見積の出されていなくちやいかないはずであります。その予定されている道路改修工事費の見積は出来ておりますか。

建設課長～これは未だでございませう。

5 番～そうすると、予算編成の場合に上司にいわゆる要求の段階があるはずであります。予算要求で、その場合にはやはり4,000ドル位といった様な想定での要求ですか。見積によると、こうなつておりますというふうに、いわゆるこの内訳資料をそろえての要求の方法を取りましたか。

建設課長～それはやつぱり現地に行つて調査し<sup>て</sup>、~~て~~サーブを持って行きますからこれには布設。どういふ布設をすべきだということまで大体こう概算を組んで記入されております。

5 番～すでに今まで実施された他のそういうふうな類似な道路工事を参考にして概算を押えたということになる訳ですね。

建設課長～これは今までの実績を基本にしてやつております。

5 番～はいはかりました。

3 番～1項の借料の方でございませうが、現年度で2,240ドル組まれておりますが、その執行状況はどうなつておりますか。

建設課長～お答えいたします。借料及び損料でございませうが、これは事實は道路の補修が相当多い關係で不足がちでございませう。

3 番～今後市の動きやくである所の道路という面に、今後大きな関心を持たなければいけません。せめて課長さんは今ブルトーザとローラーはあるわけでありませうが、それにシャベルとローラーが必要だと思ふんですが、それについて上司に対しては、その購入方を何かお計りしたことがあるかどうかですね。我々としてはローラーと或はシャベル位は是非必要で、ローラーがなかつたら道路の補修という面で相当困るんじゃないかということを考えておりますが、いつまでも人のものを借りるよりは市でもつた方がいいと思ふんですが、その点何か考えたことがあるかどうかですね。

建設課長～この件につきましては、さしあたりシャベルが必要だということはお申しあげております。というのはローラーもシャベルもということになると多額な金額にもなりますので、どうしてもシャベルは必要だとそれで石粉を沢山出してそれで需要をみたすという訳で、上司の方

にも再三お話しはしております。

3 番～課長はそうはかれておりますが、要はいくら石粉を出しても石粉を敷いた後は、石がとろとろして、かえつて下たばきではあるけれども様な道を厚くするというような部区内でそういうようなことも開かれる訳ですが、この面では予算の関係で出来ないということであるかですね。持たたいという意欲がないかですね。

建設課長～お答えいたします。これは軍の方においてお願いして払い下げをして置く訳にはいかんかという訳で、今訂合せている訳でございます。現在政府からの重機の払い下げの件という訳で、一応通知が来ておりますが、それに従って充分折衝して行おうと考えております。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時)

議 長～再開いたします。(午後6時1分)

3 番～じゃ、あの要望によつてやるというだけで、正式に折衝というのはやつておらない訳ですね。もう1つこの道路橋梁費の中の普天間地区の補装の件でございますが、この件で那覇市がターム補装、あれで現在のアスファルトの百分の2の経費で出来ると、しかも早いという様なことを発表しておりますが、この面の補装ということは考えはあるんですが、そういうのは考えられませんか。

建設課長～完全補装の場合には、相当金もかかりますけれど、今度那覇市が採用されたターム補装というのは非常にその経費が安くつくし、丈夫であるということも聞いておりますが、那覇の方でもまだこれ研究の段階で講習を聞いて専任者が来られて講習を聞いた付でございますが、出来れば弘達も市の方でもなるべくそういうのに参加したいという希望はございましたが。

3 番～那覇市のターム補装が成こうすればですね、この今現在建築されておる補装それに対して道路の間敷を長くするとか或はほ彼の工具をつくるとかということが考えられる訳だが、そういうことを考えられたことがありますか。あくまでもこの予算はアスファルトでなければいかんというお願考えてあるかですね。

建設課長～現在その予算に據れておるほ装工事は、これは完全ほ装を意味しております。

3 番～完全ほ装を予算には計上しておりますね。タームほ装がですね、今試験の段階だと、しかしこれが成こうしてこれを充分経費も安くして、これの完全ほ装が出来ると、もても非常にいいということにな

にも再三お話しはしております。

3 番～課長はそうはいわれておりますが、要はいくら石粉を出しても石粉を敷いた後は、石がごろごろして、かえつて下たばきではあるけん様な道を悪くするというような部落内でそういうようなことも聞かれる訳ですが、この面では予算の関係で出来ないということであるかですね。持ちたいという意欲がないかですね。

建設課長～お答えいたします。これは軍の方をお願いして払い下げをして載く訳にはいかんかという訳で、今打合せている訳でございます。現在政府からの重機の払い下げの件という訳で、一応通知が来ておりますが、それに従つて充分折衝して行つて考えております。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時)

議 長～再開いたします。(午後6時1分)

3 番～じゃ、あの要望によつてやるというだけで、正式に折衝というのはやつておらない訳ですね。もう1つこの道路橋梁費の中の普天間地区の補装の件でございますが、この件で那覇市がタール補装、あれで現在のアスファルトの百分の2の経費で出来ると、しかも早いという様なことを発表していましたが、この面の補装ということは考えはあるんですが、そういうのは考えられませんか。

建設課長～完全補装の場合には、相当金もかかりますけれど、今度那覇市が採用されたタール補装というのは非常にその経費が安くつくし、丈夫であるということは聞いておりますが、那覇の方でもまだこれ研究の段階で講習を聞いて専門家が来られて講習を開いた何てございませうが、出来れば私達も市の方でもなるべくそういうのに参加したいという希望はございましたが。

3 番～那覇市のタール補装が成らうすればですね、この今現在建設されておる補装それに対して道路の幅を長くするとか或は仮装の工具をつくるとかということが考えられる訳だが、そういうことを考えられたことがありますか。あくまでもこの予算はアスファルトでなければいかんというお願考であるかですね。

建設課長～現在その予算に充てられておる仮装工事は、これは完全仮装を意味しております。

3 番～完全仮装を予算には計上しておりますね。タール仮装がですね、今試験の段階だと、しかしこれが成らうしてこれを充分経費も安くして、これの完全仮装が出来ると、もても非常にいいということにな

れば、当然それになるという訳でありますね。そういう場合にはあくまでも現予算の工事費で完全舗装をされる訳ですかということですか。

建設課長～或こうした場合ということは、これは舗装でございますので、内地の場合の土質、それから気候こういうものから考えまして一つやってみるといのが研究段階でございますので、

3 番～やってみるとい即ち郡市の方で先ず試験的にやつて非常にいいということであるが、しかしこれが未だ研究の段階であるが、これが普通にも通ずるといことで完全舗装とあまり変わりはないという様な結果が出てもですね。現行予算がこの完全舗装という様な方針だから是非この部分も完全舗装するとい様なお考えであるかどうかということですか。

建設課長～現段階では、今の完全舗装の方は相当確実なものでございます。一方は完全舗装という意味でございます。

8 番～2項の道路橋梁費の30,800Fの中菅天間地区の排水及び歩道工事費20,000Fも計上されております。これは排水をかねた歩道だろうと思うんですが、この排水と歩道の規模、つまり深さがいくらくらいか、それとこれの着工見直し、いつごろやるか、しゅ工の見直し、それについてお伺いします。

建設課長～お答え申し上げます。菅天間地区内の排水及び歩道工事でございますが、この工事は、現在現年度において施工中の排水と形状、寸法やや以ております。所が歩道の場合は3米ぐらいを予定しております。これは歩道幅でございます。それから時期でございますが、その時期はまだ確答するまでには行つてないと思ひます。というのは政府の方との話し合いがただけでございます。はつきりした文書による指示ということはまだありませんから交渉段階でございます。

8 番～その排水ですね、排水は今菅天間地区のあの排水の大きさですか。

建設課長～大きさは同じでございます。大体1米30位の深さの排水でございます。

8 番～歩道は約3米ですか。  
歩道は排水よりもですね、やや大きい訳ですか。

建設課長～いや歩道の方はですね、排水も含めて3米ぐらいを予定しております。歩道幅と、歩道の幅が同じでございまして、排水の幅が歩道の幅より少し大きくなるようにして、全体の幅を確保する、もては歩道に歩道幅を確保するに

れば、当然それになるという訳でありますね。そういう場合にはあくまでも現予算の工事費で完全舗装をされる積りですかということですか。

建設課長～成こうした場合ということは、これは舗装でございますので、内地の場合の土質、それから気候こういうものから考えまして一つやってみるとというのが研究段階でございますので。

3 番～やってみるといふ即ち那覇市の方で先ず試験的にやつて非常にいいということであるが、しかしこれが未だ研究の段階であるが、これが沖縄にも通ずるといふことで完全舗装とあまり変りはないという様な結果が出てますね。現行予算がこの完全舗装という様な方針だから是非この部分も完全舗装するといふ様なお願考えてあるかどうかということですか。

建設課長～現段階では、今の完全舗装の方は相当確実なものでございます。一応は完全舗装という意味でございます。

8 番～2項の道路橋梁費の30,800ドルの中普天間地区の排水及び歩道工事費20,000ドル計上されております。これは排水をかねた歩道だろうと思ふんですが、この排水と歩道の規模、つまり深さがいくら幅員がいくらと、それとこれの着工見越し、いつごろやるか。しゅ工の見越し。それについてお伺いします。

建設課長～お答え申し上げます。普天間地区内の排水及び歩道工事でございますが、この工事は、現在現年度において施工中の排水と形状・寸法やや以ております。所が歩道の場合は3米ぐらいを予定しております。これは歩道幅でございます。それから時期でございますが、その時期はまだ確答するまでには行つてないと思ひます。というのは政府の方との話し合いがございましたのでございまして、はつきりした文書による指示ということはまだありませんから交渉段階でございます。

8 番～その排水ですね、排水は今普天間地区のあの排水の大きさですか。

建設課長～大きさは同じでございます。大体1米30位の深さの排水でございます。

8 番～歩道は約3米ですか。  
歩道は排水よりもですね、やや大きい訳ですか。

建設課長～いや歩道の方はですね、排水も含めて3米ぐらいを予定しております。



8 番～排水を含めて歩道の3米ですか。

建設課長～幅が3米位です。

8 番～当初は3米50というふうに聞いたんですがね。

建設課長～この件でございまして、現在この3米50となりますと、現在の道路のセンターに車道幅員が一寸せまくなるような感じがするのでその点3米から3米50というふうに予定しております。

8 番～前に聞いたんですがね、現在の歩道にですね、更に30センチばかり出すと、それでそこに出してですね、若干そこに植じゆうをするんだという計画をしているんだと聞いたんですがね。

建設課長～植じゆうの件はこれも考えております。3米の中に植じゆうも考えております。

8 番～御承知かと思うんですが、その約中間にですね、軍のパイプがございましてね、そうするとこの3米の排水工事施工の場合に深さはどの程度が存じませんが、この軍のパイプにですね、支障がないかどうかですね。そこは実際問題として困っている訳です。やはり山田真山先生の真向いにゴロゴロ屋がございましてね、あの付近に覆つておるはずで、そういつた所はもともと調査の上でございされたと思うんですが、この通りに行く場合に支障はないかどうかですね。

建設課長～今のスター食堂から10米程行つた所にせんとく屋がございまして、その向い側にマンホールのあなが2つありますが、大体あれから見ますと、その辺に軍のケーブルがあるということは確かであります。それで我々はそのケーブルを将来も支障をきたす訳ですから移設をしてもらおとこうふうに考えております。

10番～土木費の3目の橋梁新設改良費が費目存置になつておりますが、そういう場所はなかつたかどうか、次調査費の方が減になつておりますが、どういう様なものであるのか、次都市計画費の中の道路橋梁費、その中に菅天間地区の排水の問題であります。63年度に追加更正予算で12,000円計上したと思うんですが、それも含まれておるのか、それからこの現年度からの引続きが主な金額になつておりますが、その他に工事の箇所はなかつたかどうかお聞きします。

建設課長～お答えいたします。1番目の橋梁新設改良費でございまして、これは現在費目存置としておいてありますが、この件につきましては既に日本から来てもらつた専門官の方々にもその相談は現地におい

8 番～排水を含めて歩道の3米ですか。

建設課長～幅が3米位です。

8 番～当初は3米50というふうに聞いたんですがね。

建設課長～この件でございますが、現在この3米50となりますと、現在の道路のセンターに車道幅員が一寸せまくなるような感じがするのでその点3米から3米50というふうに予定しております。

8 番～前に聞いたんですがね、現在の歩道にですね、更に30センチばかり出すと、それでそこに出してですね、若干そこに植じゆうをするんだという計画をしているんだと聞いたんですがね。

建設課長～植じゆうの件はこれも考えております。3米の中に植じゆうも考えております。

8 番～御承知かと思うんですが、その約中間にですね、軍のパイプがございますね、そうするとこの3米の排水工事施工の場合に深さはどの程度か存じませんけれども、この軍のパイプにですね、支障がないかどうかですね。そこは実際問題として困っている訳です。やはり山田真山先生の真向いにゴロゴロ屋がありますね。あの付近に回つておるはずですよ。そういつた所はもち論調査の上でございされたと思うんですが、この通りに行く場合に支障はないかどうかですね。

建設課長～今のスター食堂から10米程行つた所にせんたく屋がございまして、その向い側にマンホールのあなが2つありますが、大体あれから見ますと、その辺に軍のケーブルがあるということは確実であります。それで我々はそのケーブルを将来も支障をきたす訳ですから移設をしてもらおとこういうふうに考えております。

10番～土木費の3目の橋梁新設改良費が費目存置になつておりますが、そういう場所はなかつたかどうか、次調査費の方が減になつておりますが、どういふ様なものであるのか、次都市計画費の中の道路橋梁費、その中に普天間地区の排水の問題であります、63年度に追加更正予算で12,000円計上したと思うんですが、それも含まれておるのか、それからこの現年度からの引続きが主な金額になつておりますが、その他に工事の箇所はなかつたかどうかお聞きします。

建設課長～お答えいたします。1番目の橋梁新設改良費でございますが、これは現在費目存置としておいてありますが、この件につきましては前に日本から来てもらった専門官の方々にもその相談は現地におい

て、調査した訳でございます。それでその結果これは即答ということ  
 とじやなかつたんですが、一応研究されて盛りの方がいいんじゃない  
 いかというような見解でございます。それには尚当局としても研究  
 して下れところというような意向でございましたので、我々といまし  
 ましては、その件につきまして、尚研究して行きたいというふう  
 に考えております。それで今年度は研究するという意味において費目  
 だけは存置されております。現在まで現年度において測量した。こ  
 れは多でございますが、大体48多これは測量されております。本  
 年度において24多実施する予定であります。といひますのは測量  
 と設計は平こうして出来る訳でございますが、設所としましては一  
 応測量を市街地だけに止めて、設計の方に重点を置こうとこうい  
 うふうを考えまして、測量は市街地部分を今年計上してあります。そ  
 の他に水準測量これを重きをおいてやるつもりで、それでも現年度  
 より予算としては今年度は減る訳でございます。設計に重きをお  
 くと申し上げましたが、これは測量回数だけをそぞえるといふ訳に  
 行かんし、設計も平こうしてやると、そういうのが基本であります  
 それで今年度は少なくなっております。

助 役～現年度で12,000ドル追加更正で計上されておる額は含まれておりま  
 せん。今度の20,000ドルの中には現在石川（イシジャー）の方から  
 沖謙銀行の新しく建てております所まで、現年度の予算で施行中  
 でございますが、この方はどうしても今年度内で出来ないようなこと  
 になりますので、この前一寸御説明申しあげました様に繰越事業と  
 して次年度の方に繰越して行きたいと思っております。それから今  
 年の20,000ドルの方はその引越ぎそこから今度は南銀の側までの何  
 を建設工事の額とそれからそれに付随して歩道工事のガッターの分  
 を石川（イシジャー）から南銀の所までを延長して20,000ドル計上  
 してある訳でございます。

10番～今のもう一遍その他に。

助 役～その他にございますが、この方は政府とのタイアアップによつて  
 政府補によつてやられる工事でございますので、64年度において  
 は、これだけを獲得して65年度に獲得して行きたいと申請は出し  
 てあります。

議 長～暫休いたします。（午後6時15分）

議 長～再開いたします。（午後6時16分）

10番～先の答弁の中に土木費の橋梁新設改良費が何故費目存置になされた  
 かという質問に対する答弁の中に日本の建設省からいらつしやつた  
 技官の意見によつて今研究申であると、おつしやつておりましたが  
 すでに1年もたつておると思ひます。いわゆるいつたい当局として

て、調査した訳でございます。それでその結果これは即答ということとじやなかつたんですが、一応研究されて盛りの方がいいんじゃないかというような見解でございます。それには尚当局としても研究して下れとこういような意向でございましたので、我々といましては、その件につきまして、尚研究して行きたいというふうに考えております。それで今年度は研究するという意味において費目だけは存置されております。現在まで現年度において測量した。これは多でございますが、大体48多これは測量されております。本年度において24多実施する予定であります。といひますのは測量と設計は平こうして出来る訳でございますが、役所としましては一応測量を市街地だけに止めて、設計の方に重点を置こうとこういふふうに考えまして、測量は市街地部分を今年計上してあります。その他に水準測量これを重きをおいてやるつもりで、それでも現年度よりは予算としては今年度は減る訳でございます。設計に重きをおくと申し上げましたが、これは測量図面だけをそとえるという訳に行かんし、設計も平こうしてやると、そういうのが基本であります。それで今年度は少なくなつております。

助 役～現年度で12,000ドル追加更正で計上されておる額は含まれておりません。今度の20,000ドルの中には現在石川（イシジャー）の方から沖縄銀行の新しく建つております所まで、現年度の予算で施行中でございますが、この方はどうしても今年度内で出来ないようなことになりまますので、この前一寸御説明申しあげました様に繰越事業として次年度の方に繰越して行きたいと思つております。それから今年の20,000ドルの方はその引続きそこから今度は南銀の側までの何を土木工事の額とそれからそれに付随して歩道工事のガツターの分を石川（イシジャー）から南銀の所までを想定して20,000ドル計上してある訳でございます。

10番～今のもう一辺その他に。

助 役～その他にございますですが、この方は政府とのタイアップによつて政府補によつてやられる工事でございますので、64年度においては、これだけを獲得して65年度に獲得して行きたいと申請は出してあります。

議 長～暫休憩いたします。（午後6時15分）

議 長～再開いたします。（午後6時16分）

10番～先の答弁の中に土木費の橋梁新設改良費が何故費目存置になされたかという質問に対する答弁の中に日本の建設省からいらつしやつた技官の意見によつて今研究中であると、おつしやつておりましたがすでに1年もたつておると思ひます。いわゆるいつたい当局として

は何年たてば橋にするか、柱立にするかそういう結論が得られるかどうか。

助 役～この方は何年たてばということでございますが、今の所向こうの方はすでに区画整理はされておりますので、そういう立前からして地主の方への仮換地の方もすでに済んでおりますので、例えば橋にするということになればそれだけ十字路になります関係で上下の取付けからしまして相当の地所を持たなければいけない様なかつこうになる訳でございます。そういう何かあるし又日本から来た技術員の方からの何もつたということを知から申されておりますので、そういう何かからしましてどうしてもそこは埋めた方がいいんじゃないかとそういう何で埋めるということになれば、先から申し上げます様に政府補助をおおいでやるより外にはないという見地からして次年度では計上されておられません。今の所橋にしようという何は一寸見つからんのでございます。

10 番～これはどういう方法をとられてもいいと思いますが、早目にどれをするということをはらをお決めになられて早目に政府あたり陳情して取く様御要望申し上げます。

3 番～臨時よう員が2人で950ドルとなつていますが、どういう臨時よう員であるかですれ、そして575ドルであるが、何時頃からどういう目的で何日位の予定かその点についてお伺いします。

建設課長～お答えいたします。この臨時よう人の2名と申しますのは、これは計算の基礎それは1年を置いて2名予定しております。

3 番～これは本採用すればよいんじゃないですか。この人たちは仕事が済めば入用ないというのでやめさせるということになる訳ですか。

建設課長～そういう意味ではございません。これは一応採用される人によつても違ふと思います。というのはこの仕事に向くかどうか、又もう一つは個人の誠意いかんということも考えられる訳でございます。一応現在の所臨時よう人としての採用をしておくという訳です。

3 番～一応雇つてみて、使える様だつたらずつと継続して使うと、使えない様でなかつたらやめさせるという訳ですか。

建設課長～これは見習い期間というふうなお考えになつて頂いたら困ると思ひます。

3 番～いや、定款にする前提のもとで臨時よう人ですか。

建設課長～そうでございます。

は何年位たてば橋にするか、埋立にするかそういう結論が得られるかどうか。

助 役～この方は何年たてばということでございますが、今の所向こうの方はすでに区画整理はされておりますので、そういう立前からして地主の方への仮換地の方もすでに済んでおりますので、例えば橋にするということになればそれだけ十字路になります関係で上下の取付けからしまして相当の地所を持たなければいけない様なかつこうになる訳でございます。そういう何があるし又日本から来た技術屋の方からの何もあつたということをお先から申されておりますので、そういう何からしましてどうしてもそこは埋めた方がいいんじゃないかとそういう何で埋めるということになれば、先から申し上げます様に政府補助をおおいでやるより外にはないという見地からして次年度では計上されておられません。今の所橋にしようという何は一寸見つからんのでございます。

10 番～これはどういう方法をとられてもいいと思いますが、早目にどれをするということをはらをお決めになられて早目に政府あたりに陳情して軟く御要望申し上げます。

3 番～臨時よう員が2人で950ドルとなつていますが、どういふ臨時よう員であるかですね。そして575ドルであるが、何時頃からどういふ目的で何日位の予定かその点についてお伺いします。

建設課長～お答えいたします。この臨時よう人の2名と申しますのは、これは計算の基礎それは1年を通じて2名予定しております。

3 番～これは本採用すればよいんじゃないですか。この人たちは仕事が済めば入用ないというのでやめさせるということになる訳ですか。

建設課長～そういう意味ではございません。これは一応採用される人によつても違ふと思ひます。というのはこの仕事に向くかどうか。又もう一つは個人の誠意いかんということも考えられる訳でございます。一応現在の所臨時よう人としての採用をしておくという訳です。

3 番～一応雇つてみて、使える様だつたらずつと継続して使うと、使える様でなかつたらやめさせるという訳ですか。

建設課長～これは見習い期間というふうなお考えになつて頂いたら困ると思ひます。

3 番～いや、定数にする前提のものと臨時よう人ですか。

建設課長～そうでございます。

3 番～定数にするための臨時よう人。

建設課長～これは将来の話しでございますが、一応は本年度は臨時よう人と  
して採用しておく。

3 番～そうなれば定数の額を持たしてそして、それによつて条例化して、  
いつでも定数にくり入れられる様な方法をとると、一応使つてみて  
臨時よう人として使つてみて、その使える様だつたら本採用すると  
時間的に問題はあるかも知れませんが、どうも納得がいかなですな

建設課長～これは御説明の通りでございますが、最初に検討した訳でござい  
ますが、現在までもすぐ職員として採用したのは、これだけの定数  
条項が適用されております。

3 番～じや少なくとも1ヶ月間は臨時よう人として雇うという訳ですね。

建設課長～それは病休とか年休とか一寸。

3 番～そうなつた場合にはですね、その本人がはたして、その職員として  
のおんてんがなくなる訳ですからね。そうした場合には本人として  
はたしていいかどうかということになるんですが、その点どうです  
か。

建設課長～現在の立前からしても2～3ヶ月ないし3ヶ月はいらないとい  
うえば、實際上すぐ職員に持つて来るというのが、かえつて不都合  
がおこる場合がある訳ですから一応。

3 番～いや定数にも額があるでしょう。しかし雇うというだけであつて、  
定数に条例の中にあつた場合には定数条例になかつたら又その人は  
採用出来ないんですね。始めから今条例改正の時期であるから、そ  
ういうのが必要であればですね。定数の額を持たしておいて、それ  
でそういう臨時よう人の形で雇つて定数にくり入れるところいう方  
法も考えられる訳ですがね。始めから1ヶ月間の期間使つてみるとい  
うことになつたら非常にそれに対して、その本人のおんてんがな  
くなる訳ですね。退職金とか賞与の額がない訳ですから、そうい  
う面ではたして使つて妥当であるかという問題です。

建設課長～御休憩いたします。(午後6時30分)

建設課長～再開いたします。(午後6時31分)

3 番～現年度予算でございますね。契約の現況調査で14,000万をかけて今年度  
調査をする必要があるということであつたが、それにこの予算で、

3 番～定数にするための臨時よう人。

建設課長～これは将来の話してございますが、一応は本年度は臨時よう人として採用しておく。

3 番～そうならば定数の幅を持たしてそして、それによつて条例化して、いつでも定数にくり入れられる様な方法をとると、一応使つてみて臨時よう人として使つてみて、その使える様だつたら本採用すると時期的に問題はあるかも知れませんが、どうも納得がいかなですな

建設課長～これは御説明の通りでございますが、最初に検討した訳でございますが、現在までもすぐ職員として採用したのは、これだけの定数条例が適用されております。

3 番～じゃ少なくとも1ヶ月は臨時よう人として雇うという訳ですね。

建設課長～それは病休とか年休とか一寸。

3 番～そうなつた場合にはですね、その本人がはたして、その職員としてのおんてんがなくなる訳ですからね。そうした場合には本人としてはたしていいかどうかということになるんですが、その点どうですか。

建設課長～現在の立前からしても2～3ヶ月ないし5ヶ月はいらぬといふえば、實際上すぐ職員に持つて来るといふのが、かえつて不都合がおこる場合がある訳ですから一応。

3 番～いや定数にも幅があるでしょう。しかし雇うというだけであつて、定数に条例の中にあつた場合には定数条例になかつたら又その人は採用出来ないんですね。始めから今条例改正の時期であるから、そういうのが必要であればですね。定数の幅を持たしておいて、そしてそういう臨時よう人の形で雇つて定数にくり入れるとどういう方法も考えられる訳ですがね。始めから1ヶ月間の間使つてみるということになつたら非常にそれに対して、その本人のおんてんがなくなる訳ですね。退職金とか或は賞与の面がない訳ですから、そういう面ではたして使つて妥当であるかという問題です。

議 長～暫休いたします。(午後6時30分)

議 長～再開いたします。(午後6時31分)

3 番～現年度予算でございますね。委託の現況測量で14,000ドルをかけて今度現測量をする必要があるといふことであつたが、それにこの予算で、



9,500ドルを計上してありますが、これはどこの現況であるかですね  
下の段の計画設計とはどういうものであるか、この点についてお尋ねせま  
します。

建設課長～お答えします。この現況測量地は嘉奴、大野名、それから高梁原  
我知古の手前まで今度やる予定でございます。

3 番～これだけ組れると、法定決定までもつていけないもんかどうか。

建設課長～この前も申し上げましたが、既設のある分は現況測量する訳でさ  
ございます。それから法のことでございますが、計画設計でございます  
が、この計画設計費は幹線道路の道路設計、これは概算見積に  
対して、一応計上というふうな考えであります。

3 番～そうですか、もう1点だけ次に借賃費の中の委員報酬であります  
それが12人の4回分で120ドルというふうになっているが、1  
回に対して2,500ということはどこから持つてこられたかですね  
\$2,500という様なそういう費用はですね、報酬というのはいす  
ね、どこを基礎にして何を基礎にして。

建設課長～大体今の借賃費の\$2,500というのは現在の委員の方々に対し  
てのいわば日当という訳でございますが、

3 番～いや、支給条項がありますね。この方も大体分っているだろうと  
思いますが、どういう訳で条項を適用されなかつたかですね。御買  
問いたします。

19 番～お尋ねいたします。同じく借賃費のこの車修繕費に1,450ドル計上  
されておりますけれども、どういつた種類の車をどういう具合に修  
理なさいますか、それからもう1点借賃費その中で共進会賞金、そ  
の他と書いてありますが、建設課において  
共進会というのはどういうふうな慶事の共進会があるのか、それか  
ら水準測量委託費というのがございますが、その水準測量はいつた  
条件を水準測量するのか、件数ですね。以上3点について。

建設課長～修繕費の1,450ドルでございますが、これは現在我々が予定して  
おりますのは、グライダー・ブルトナー・タンブカー、それから  
新車とこういふふうになっておりますが、新車は対象にされてお  
りませんが、多くはブルトナーとグライダーでございます。この方  
は本年段においては土面補修を充分にやりたいと思っております。  
それでそのためにはどうしてもブルトナーとグライダーの修繕が  
一相当重なるんじゃないかとこういふふうな見直しをつけております  
特にグライダーの場合は借賃が相当大きい訳でございますので、各  
部署からの申請によつてすぐ現地に行つて作業が出来るといふふう

9,500ドルを計上してありますが、これはどこの現況であるかですね。下の段の計画設計とはどういうものであるか。この点についてお尋ねをさせていただきます。

建設課長～お答えします。この現況測量地は嘉敷・大謝名・それから真栄原・我知古の手前まで今度やる予定でございます。

3 番～これだけ組れると、法定決定までもつていけないもんかどうか。

建設課長～この前も申し上げましたが、既設のある分は現況測量する訳でございます。それから法のことでございますが、計画設計でございますが、この計画設計費は幹線道路の道路設計。これは概算見積に対して、一応計上というふうな考えであります。

3 番～そうですか、もう1点だけ次に需要費の中の委員報酬であります。それが12人の4回分で120ドルというふうになっているが、1回に対して2,500ということはどこから持つてこられたかですね。2,500という様なこういう費用はですね、報酬というのですね、どこを基礎にして何を基礎にして。

建設課長～大体今の報酬費の2,500というのは現在の委員の方々に対してのいわば日当という訳でございますが、

3 番～いや、支給条例がありますね。この方々も大体分つているだろうと思いますが、どういう訳で条例を適用されなかつたかですね。御質問いたします。

19 番～お尋ねいたします。同じく需要費のこの車修繕費に1,450ドル計上されておりますけれども、どういつた種類の車をどういう具合に修理なさいますか、それからもう1点報酬費その項で共進会賞金、その他と書いてありますが、建設課において共進会というのとはどういうふうな競争の共進会があるのか、それから水準測量委託費というのがございますが、その水準測量はいつたい何件を水準測量するのか。件数ですね。以上3点について。

建設課長～修繕費の1,450ドルでございますが、これは現在我々が予定しておりますのは、グレイダー・ブルドーザー・ダンプカー。それから新車とこういうふうになっておりますが、新車は対象にされておられません。多くはブルドーザーとグレイダーでございます。この方は本年度においては土面補修を充分にやりたいと思っております。それでそのためにはどうしてもブルドーザーとグレイダーの修理が相当重なるんじゃないかとこういうふうな見直しをつけております。特にグレイダーの場合は需要が相当大きい訳でございますので、各部署からの申請によつてすぐ現地に行つて作業が出来るというふう

な程度まで整備して完全な設備をさせたいと、こういふふうを考  
えております。それでそのため従前よりは多く計上しております。  
それから水準測量の委託費でございますが、これは全地域にわたつ  
て水準測量をする予定を立ております。

19番～全地域にわたる水準測量ということになれば、270ドルではどう  
にもならんじやないかと、だからこれはポイントをおして水準測量  
をするんじやないかと考えますがね。

建設課長～この方は、軍用地を除く全地域にわたって150件を予定してお  
ります。

19番～150件を270で大丈夫ですか。

建設課長～1件あたりが大体现在までの水準測量の基準としまして請負わせ  
ている金額が、1,800でございます。

19番～1件ですか。

建設課長～1件あたりですね。これは消耗品なども含めております。それで  
大体\$270という計算です。

19番～安い見合です。それからもう1点共進会費金というのがあります  
ね。これはどういつた種類の共進会があるんですか。

建設課長～共進会の報償費でございますが、この方は現年度にも行われてお  
りますが、各部署において、その部署内における道路の管理という  
ものに対して、建設課のみによる協力即ち建設課道路維持管理です  
ね。こういうものに等級をつけております。その等級に対して1等  
から5等まで。

19番～それでよろしゆうございます。只だどういつた面のそのいわゆる共  
進会があるのかですね。それを聞きたくつたんです。

12番都市地区においては都市計画によつて、道路網はちく次推進されるか  
と思つておりますが、農村においては現在特<sup>に</sup>又この農業の近代化  
という面からいたしましても、その農道の<sup>改善</sup>整備によつて農村の  
進展がなされると思つてございます。又各部署からそれ<sup>の</sup>件  
数の道路新設或は改良申請が当局に来ておると思つてござい  
ますが、あえて只この1点を取り上げてそこにございしますが、理由をお聞かせ願  
います。道路新設とか或は補修の申請人、件数はどの位来ていますか

建設課長～農業に関する件でございますが、これは62年7月19日に那覇  
の農地事務所にごちらから申請した書類がございまして、この中に

な程度まで整備して完全な設備をさせたいと、こういふふうを考  
えております。それでそのため前よりは多く計上してあります。  
それから水準測量の委託費でございますが、これは全地域にわたつ  
て水準測量をする予定を立てております。

19番～全地域にわたる水準測量ということになれば、270ドルではどう  
にもならんじやないかと、だからこれはポイントをおして水準測量  
をするんじやないかと考えますがね。

建設課長～この方は、軍用地を除く全地域にわたって150件を予定してお  
ります。

19番～150件を270で大丈夫ですか。

建設課長～1件あたりが大体现在までの水準測量の基準としまして請負わせ  
ている金額が、1,80\$でございます。

19番～1件ですか。

建設課長～1件あたりですね。これは消耗品なども含めております。それで  
大体\$270という計算です。

19番～安い程結構です。それからもう1点共進会賞金というのがあります  
ね。これはどういつた種類の共進会があるんですか。

建設課長～共進会の報償費でございますが、この方は現年度にも行われてお  
りますが、各部落において、その部落内における道路の管理こうい  
うものに対して、建設面のみによる協力即ち建設道路維持管理です  
ね。こういうものに等級をつけております。その等級に対して1等  
から5等まで。

19番～それでよろしゅうございます。只だどういつた面のそのいわゆる共  
進会があるのかですね。それを聞きたかつたんです。

12番都市地区においては都市計画によつて、道路網はちく次推進されるか  
と思つておりますが、農村においては現在特に又この農業の近代化  
という面からいたしましても、その農道の善悪如何によつて農村の  
進展がなされると思つてございます。又各部落からそれ相当の件  
数の道路新設或は改良申請が当局に来ておると思いますが、あえて  
只この1点を取り上げてそこにございますが、理由をお聞かせ願ひ  
ます。道路新設とか或は補修の申請人、件数はどの位来ていますか

建設課長～農道に関する件でございますが、これは62年7月19日に那覇  
の農地事務所にこちらから申請した書類がございまして、この中に

は農道の分として23件おりにまれております。それでこの23件の内ちく次政府の援助もありまして、実施をされておる訳でございます。それでこの4月19日出した書類によつて、向こうはどんどんその予算の範囲内で向こうはやつておる訳でございます。所がこれとは別に建設課としまして都市地区のみならず、農林地域に對しても道路網を計画して実施していく方針であります。それで一本にしぼつたのはどういふ考えかといふ御質問でございますが、まだ実際に我々といたしまして実施するといふことは確約出来ませんが、まだ計画は入れてない訳でございます。それで本年度に入つておる。一本だけなつております。

12番～政府に陳情なさつたのは、新設の工事ですか。

建設課長～これは新設改良皆んな含まれております。

12番～市の予算でもつて、例えば改修すれば非常にいい景が出来るといふ様な所は早急にこれは改良して、そして農村の繁栄を考えるべきであると。

5番～先程19番議員に對する答弁の中で調査費の水準測量についての説明がありました。それはいわゆる軍用地を除くといふふうな答弁でありましたが、そつてあつたですね。(はい) マスタープランの中には旧軍病院用地内に道路が予定されております。都計道路が今の軍用地を除くといふことから、撤回いたしますと、旧軍病院地内の都計道路の線路が放棄したことになりますが、そういうふうにしてよろしいですか。

建設課長～只今の御質問は現在水準測量をするといふ目的でございますが、これは現在の土地の高さ何えは傾角の高さを実際に市民に知らせるというのが目的でございます。それは傾角の高さを幾め池以上は、現地においても実際に明示出来ると、測量してどの高さになるということが分る様にといふ意味でこの水準測量はやる訳であります。それで現在お話しした軍用地内道路を放棄したかといふ御質問でございますが、決してそういう訳ではございません。それは水準点といふのは測量の基準点でございますから、区画にあればそれを基準にして測量軍用地の中にも入つて行けると思つております。なに何えは測量のぐくいでございますが、それを設置するのは軍用地外ということでございます。

5番～それを設置するのは軍用地外といふふうは当用で供めてかかつておられるのは軍用地内にはそれを設置することが出来ないといふことになる訳ですか。

建設課長～いや、そういうことではございません。

は農道の分として23件おりにまされております。それでこの23件の内ちく次政府の援助もありまして、実施をされておる訳でございます。それでこの4月19日出した書類によつて、向こうはどんなその予算の範囲内で向こうはやつておる訳でございます。所がこれとは別に建設課としまして都市地区のみによらず、農林地域に対しても道路網を計画して実施していく方針であります。それで一本にしぼつたのはどういふ考えかという御質問でございますが、まだ実際に我々といまして実施するということは確約出来ませんが、まだ計画は入れてない訳でございます。それで本年度に入つておる。一本だけなつております。

12番～政府に陳情なさつたのは、新設の工事ですか。

建設課長～これは新設改良皆んな含まれております。

12番～市の予算でもつて、例えば改修すれば非常にいい道が出来るといふ様な所は早急にこれは改良して、そして農村の繁栄を考えるべきであると。

5番～先程19番議員に対する答弁の中で調査費の水準測量についての説明がありましたが、それはいわゆる軍用地を除くというふうな答弁でありましたが、そうであつたですね。(はい)  
マスタープランの中には旧軍病院用地内に道路が予定されております。都計道路が今の軍用地を除くということから、推測いたしますと、旧軍病院地内の都計道路の構想が放棄したことになりますが、そういうふうにしてよろしいですか。

建設課長～只今の御質問は現在水準測量をするという目的でございますが、これは現在の土地の高さ例えば傾角の高さを実際に市民に知らせるというのが目的でございます。それは傾角の高さを決めれば以上は、現地においても実際に明示出来ると、測量してどの高さになるということが分る様にといふ意味でこの水準測量はやる訳であります。それで現在お話しした軍用地内道路を放棄したかという御質問でございますが、決してそういう訳ではございません。それは水準点というものは測量の基準点でございますから、区画にあればそれを基準にして測量軍用地の中にも入つて行けるといふ思つております。主に例えば測量のメキいでございますが、それを設置するのは軍用地外ということでございます。

5番～それを設置するのは軍用地外というふうに当局で決めてかかつておられるのは軍用地内にはそれを設置することが出来ないということになる訳ですか。

建設課長～いや、そういうことではございません。

5 番～しからは水準測量は都計事業を遂行するためにどうしても必要な要素である訳ですな、それをやらなくても都計事業は出来ませんか。

建設課長～これは事務の仕事でございますから、必要でございます。

5 番～どうしても必要である訳ですか。

建設課長～そうでございますが。

5 番～その場合1部地域は必要でなくても良いという事も考えられますが都計のあり方からですね、例えば平担とかそういった場合にはこういう測量はしなくても都計事業は進めて行かれる訳ですね、いわゆる部分的にはやらなくても差支えはないということもありますか。つまり軍用地内はその都計事業に関連してこういう水準測量はやる必要がないという判断で除かれている訳ですか。

建設課長～この点につきましては実際に利用するという立場からなるべく件数を少くして利用価値の高い所に余計それを設けて置くところという考えであります。

5 番～次の質問に移ります。ここに掲げている水準測量、現況測量、それから計画この作業はマスタープランの認可申請と関連して考えます場合にどうしてもこれをやりとげて後にマスタープラン認可申請という順序になりますか。これはマスタープラン認可申請後でも出来ますか。認可申請をやるにはその作業はどうしてもやらなくちゃいけないという順序になりますか。

建設課長～認可申請というのは、先程も申し上げましたが、既設のあるものに対しては、現況測量が必要でございます。そうでないものに対しては必ずしもこれをしなければ認可出来ないということはありません。

5 番～結局これはどうしても必要であるという意味じゃない訳ですね。順序から見ますと又つまりこの予定作業がですね、完了しなくても、いわゆるマスタープランの認可申請の手続は制度上出来る訳ですね。

建設課長～現在までのあり方はマスタープランの内容で図面の小さい点でも出来た程でございますが、今後の政府の方針は施設のある等、施設をする分に対しては、大きい図面を要求している訳でございます。

5 番～それじゃ当局のお考えはこの予定されておる作業は全部完了後にマスタープランの認可申請はなされるつもりですか。

5 番～しからは水準測量は都計事業を遂行するためにどうしても必要な要素である訳ですな。それをやらなくても都計事業は出来ますか。

建設課長～これは事務の仕事でございますから、必要でございます。

5 番～どうしても必要である訳ですか。

建設課長～そうでございますが。

5 番～その場合一部地域は必要でなくても良いという事も考えられますか都計のあり方からですね。例えば平担とかそういった場合にはこういう測量はしなくても都計事業は進めて行かれる訳ですね。いわゆる部分的にはやらなくても差支えはないということもありますか。つまり軍用地内はその都計事業に関連してこういう水準測量はやる必要がないという判断で除かれている訳ですか。

建設課長～この点につきましては実際に利用するという立場からなるべく件数を少くして利用価値の高い所に余計それを設けて置くという考えであります。

5 番～次の質問に移ります。ここに掲げている水準測量、現況測量、それから計画この作業はマスタープランの認可申請と関連して考えます場合にどうしてもこれをやりとげて後にマスタープラン認可申請という順序になりますか。これはマスタープラン認可申請後でも出来ますか。認可申請をやるにはその作業はどうしてもやらなくちゃいけないという順序になりますか。

建設課長～認可申請というのは、先程も申し上げましたが、既設のあるものに対しては、現況測量が必要でございます。そうでないものに対しては必ずしもこれをしなければ認可できないということはありません。

5 番～結局これはどうしても必要であるという意味じゃない訳ですね。順序から見ますと又つまりこの予定作業がですね。完了しなくても、いわゆるマスタープランの認可申請の手続は制度上出来る訳ですね

建設課長～現在までのあり方はマスタープランの内容で図面の小さい点でも出来た訳でございますが、今後の政府の方針は施設のある分、施設をする分に対しては、大きい図面を要求している訳でございます。

5 番～それじゃ当局のお考えはこの予定されておる作業は全部完了後にマスタープランの認可申請はなされるつもりですか。



建設課長～この測量は3ヶ月で終る予定であります。それから認可申請はそれから遅れて3ヶ月以内にはどうしても提出出来ると考えております。

5 番～はいはかりました。

10 番～需要費の給料と職員手当の方ですが、あれは役所費とこの職員は臨時職員ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時52分)

議 長～再開いたします。(午後6時53分)

17 番～道路維持修繕費の方であります。市道であります伊佐の鉄道線の道路の2～3箇所石積みがこわれて人家に乗つかかっている様な所がありますが、ここの修理についてはどういふお考えですか。

建設課長～お答えします。現在伊佐地区の道路がこわれてこれの修理が必要とされておりますが、これは検討しております。といいますのは、現在失業対策事業というのがございまして、それによつて出来るものなら、それによつて解消しようとかういふように考えております。

17 番～この石積みがこわれて人家に乗つかかっておりますので、是非今度の予算で措置してもらふ様にお願いたします。

6 番～需要費の中の運転手の給料でございますが、役所の運転手と建設課の運転手の給料の差がある様ですが、建設課の運転手は特殊、特別な運転手であるのか、その辺一寸お伺いします。

助 役～この方は重機運転手も含まれておりますので重機運転手の方は特殊になつております。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時59分)

議 長～再開いたします。(午後7時)

議 長～日程が全部終了いたしましたので、これをもちまして本日の会議をおわることいたします。尚明日は午前10時より開議を開くことにいたします。

議 長～散会(午後7時1分)

建設課長～この測量は3ヶ月で終る予定であります。それから認可申請はそれから遅れて3ヶ月以内にはどうしても提出出来ると考えております。

5 番～はいはかりました。

10 番～需要費の給料と職員手当の方ですが、あれは役所費とこの職員は臨時職員ですか。

議長～暫休憩いたします。(午後6時52分)

議長～再開いたします。(午後6時53分)

17 番～道路維持修繕費の方であります。市道であります伊佐の鉄道線の道路の2～3箇所石積みがこわれて人家に乗つかかっている様な所がありますが、ここの修理についてはどういふお考えですか。

建設課長～お答えします。現在伊佐地区の道路がこわれてこれの修理が必要とされておりますが、これは検討しております。といいますのは、現在失業対策事業というのがございまして、それによつて出来るものなら、それによつて解消しようというふうにお考えしております。

17 番～この石積みがこわれて人家に乗つかかっておりますので、是非今度の予算で措置してもらふ様にお願いたします。

6 番～需要費の中の運転手の給料でございますが、役所の運転手と建設課の運転手の給料の差がある様ですが、建設課の運転手は特殊、特別な運転手であるのか、その辺一寸お伺いします。

助 役～この方は重機運転手も含まれておりますので重機運転手の方は特殊になつております。

議長～暫休憩いたします。(午後6時59分)

議長～再開いたします。(午後7時)

議長～日程が全部終了いたしましたので、これをもちまして本日の会議をおわることいたします。前明日は午前10時より開議を開くことにいたします。

議長～散会(午後7時1分)